

報道関係者 各位

平成 29 年 1 月 16 日 (月)

【照会先】

雇用均等・児童家庭局 総務課

少子化総合対策室

室長補佐 大津 昭夫 (内線 7903)

健全育成係長 堀内 俊和 (内線 7909)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3595)2493

### 平成 28 年 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況

(平成 28 年 5 月 1 日現在)

厚生労働省では、放課後児童クラブ数や利用登録している児童の数（登録児童数）などの状況を把握するための調査を毎年実施しており、このほど平成 28 年の実施状況を取りまとめましたので公表いたします。

放課後児童クラブは、小学校の余裕教室や児童館などで、共働き家庭等の小学校に就学している児童に放課後等の適切な遊びや生活の場を提供する安全・安心な居場所であり、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）を踏まえ、「放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの約 122 万人分の受け皿確保を 1 年前倒し、平成 30 年度末までの達成を目指すこととしています。

#### 【調査結果のポイント】

##### ○登録児童数

・ 1,093,085 人 【前年比 68,450 人増】（平成 27 年：1,024,635 人）

(※) 「放課後子ども総合プラン」及び「ニッポン一億総活躍プラン」により、平成 30 年度末までに約 30 万人分（平成 26 年：93.6 万人→平成 30 年度末：約 122 万人）の追加的な受け皿整備を目指しており、この 2 年間で約 15.7 万人分を達成。

##### ○放課後児童クラブ数

・ 23,619 か所 【前年比 1,011 か所増】（平成 27 年：22,608 か所）

##### ○放課後児童クラブの支援の単位数

・ 28,198 支援の単位 【前年比 1,670 か所増】（平成 27 年：26,528 か所）

(※) 「支援の単位」とは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」により、児童の集団の規模を示す基準として平成 27 年度から導入したものであり、児童の放課後児童クラブでの活動は、この「支援の単位」を基本として行うこととなった。

○利用できなかった児童数（待機児童数）

全体では微増。低学年では、ここ数年増加が続いていたが、4年ぶりに減少に転じた。

小学1年生～3年生： 9,957人【前年比 743人減】

小学4年生～6年生： 7,246人【前年比 1,013人増】

計： 17,203人（平成27年：16,941人）

（※）平成27年4月から施行された子ども・子育て支援新制度で、対象を小学4～6年生にも拡大

○18時半を超えて開所しているクラブが全体の約52%を占めている

対前年比でか所数が1割以上増加するとともに、全体に占める割合も過半数に達した。

〔平日〕

・ 12,226か所 (51.8%\*1) [平成27年：10,759か所 (47.6%\*1)]

（\*1）平日に開所しているクラブ数に占める割合

〔長期休暇等〕

・ 12,035か所 (51.1%\*2) [平成27年：10,501か所 (46.7%\*2)]

（\*2）長期休暇等に開所しているクラブ数に占める割合

○小学校内（余裕教室または敷地内専用施設）で実施するクラブ数

・ 12,679か所 (53.7%\*3) [平成27年：12,011か所 (53.1%\*3)]

（\*3）全クラブ数に占める割合

○小学校内（余裕教室または敷地内専用施設）で実施するクラブのうち、同一小学校内で放課後子供教室を実施しており、活動プログラムに参加している数

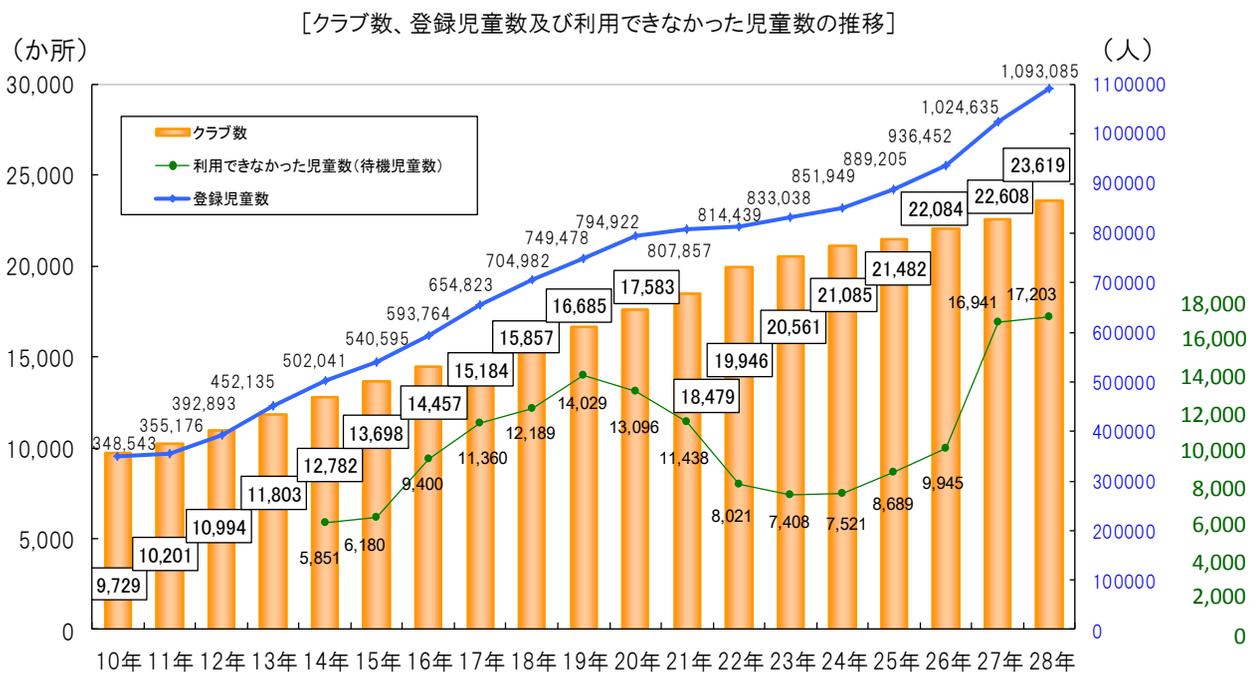
・ 3,799か所 (30.0%\*4) [平成27年：3,609か所 (30.0%\*4)]

（\*4）学校内で実施するクラブ数に占める割合

# 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況【概要】

## 1. 放課後児童クラブ登録児童数等の状況

- 登録児童数及びクラブ数ともに年々増加傾向にあり、
  - ・登録児童数は、対前年68,450人増の1,093,085人、
  - ・クラブ数は、対前年1,011か所増の23,619か所、
 となっている。
- また、利用できなかった児童数(待機児童数)は、対前年262人増の17,203人となっている。うち、小学1年生から小学3年生では対前年743人減の9,957人。



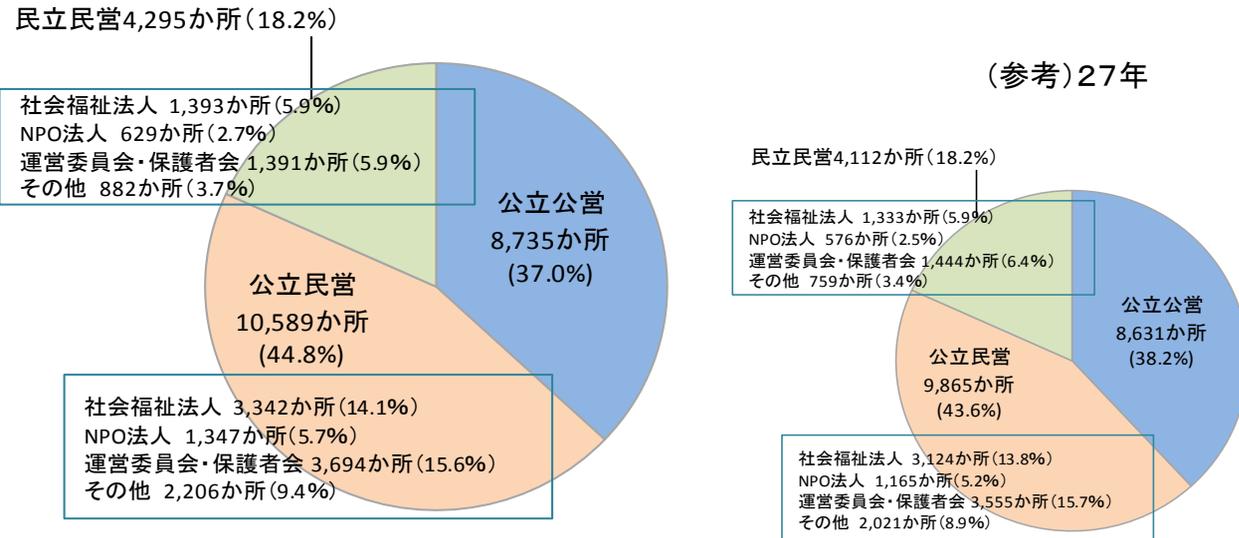
※各年5月1日現在(総務課少子化総合対策室調)

## (参考)人口動態統計調査

	平成16年 (現6年生)	平成17年 (現5年生)	平成18年 (現4年生)	平成19年 (現3年生)	平成20年 (現2年生)	平成21年 (現1年生)	平成22年 (来年1年生)	平成23年	平成24年	平成25年
出生数 (人)	1,110,721	1,062,530	1,092,674	1,089,818	1,091,156	1,070,035	1,071,304	1,050,806	1,037,231	1,029,816
増減 (人)	▲12,889	▲48,191	30,144	▲2,856	1,338	▲21,121	1,269	▲20,498	▲13,575	▲7,415

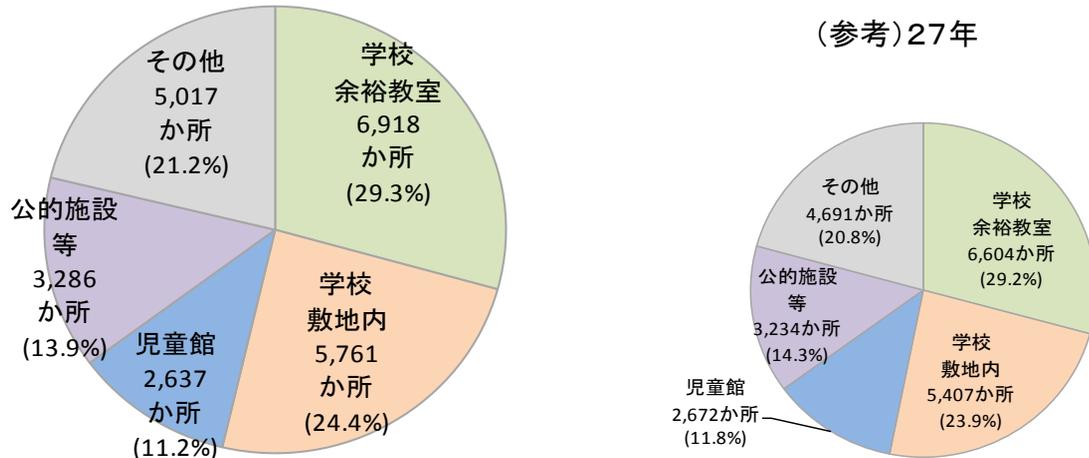
## 2. 設置・運営主体別実施状況

○ 設置・運営主体別実施状況でみると、公立公営が全体の約37%、公立民営のクラブが約45%、民立民営が約18%を占めている。



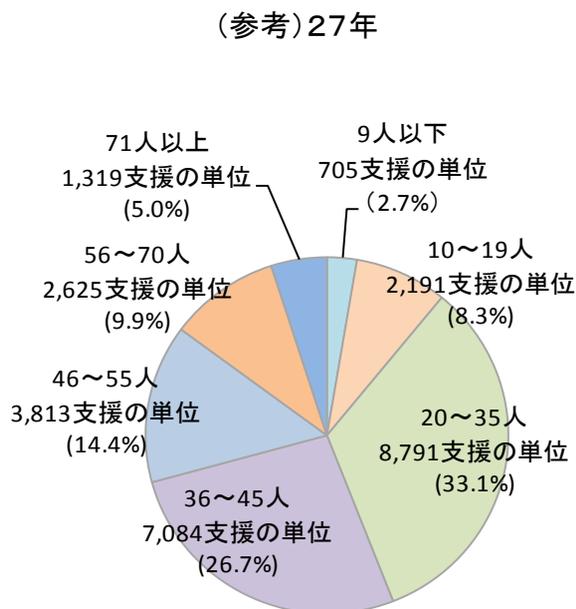
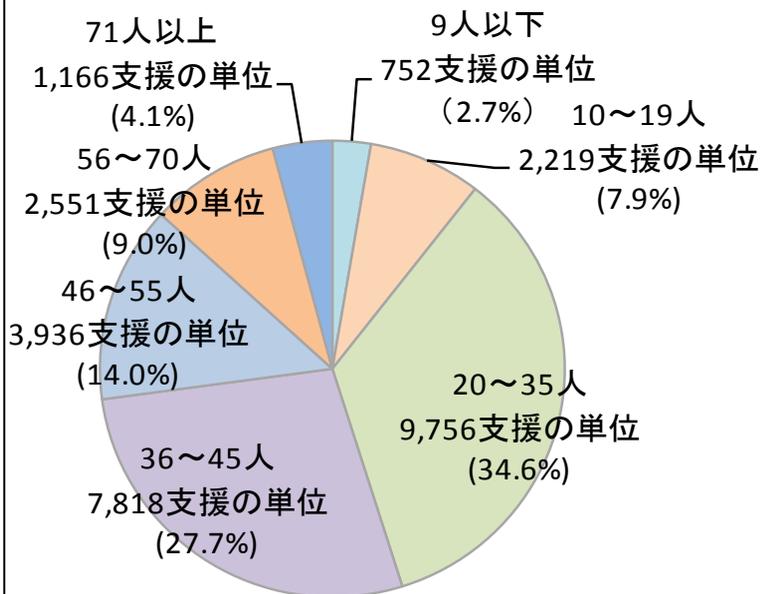
## 3. 設置場所の状況

○ 設置場所では、学校の余裕教室が約29%、学校敷地内の専用施設が約24%と小学校内での合計が約54%、児童館が約11%であり、これらで全体の約65%を占めている。



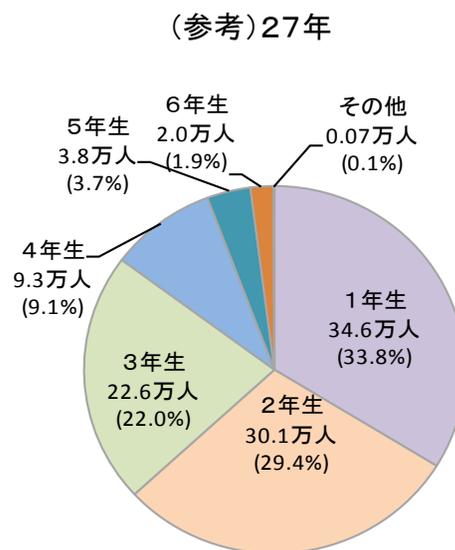
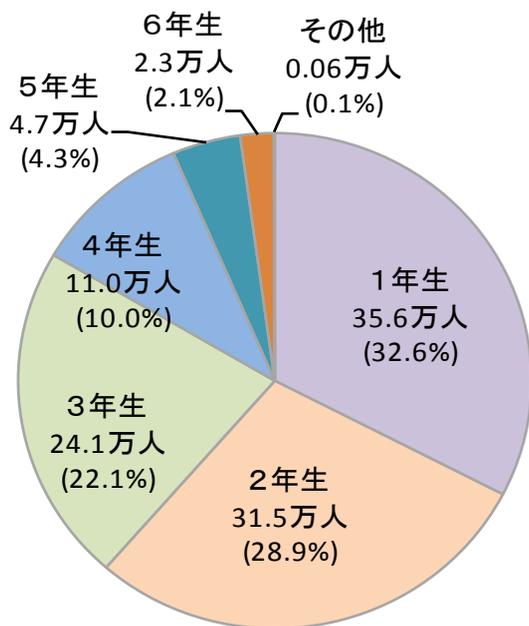
#### 4. 登録児童数の規模別の状況

○ 登録児童数の人数規模別で見ると、45人までの支援の単位が全体の約73%を占めている。



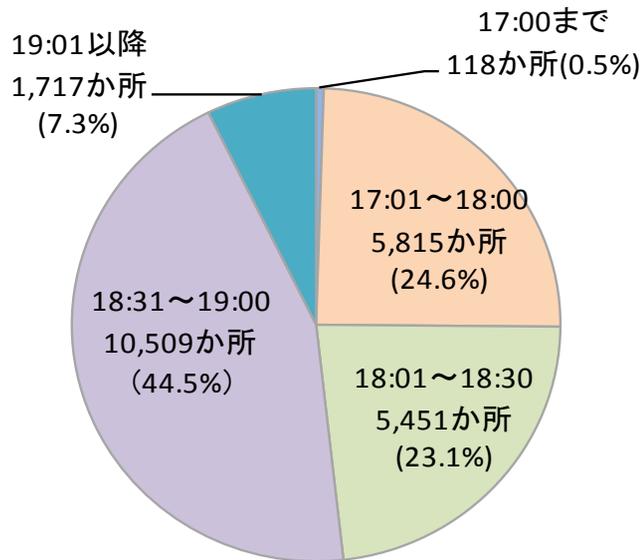
#### 5. 学年別登録児童数の状況

○ 小学校1年生から3年生までで全体の約84%を占めている。また、小学校4年生の占める割合が約9%から約10%と増加傾向にある。

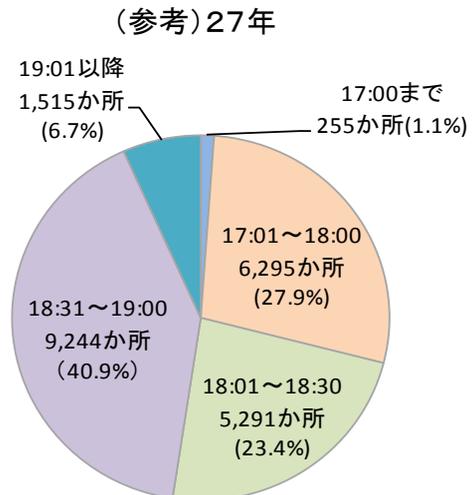


## 6. 終了時刻の状況(平日)

○ 18時半を超えて開所しているクラブが全体の約52%を占めており、増加傾向にある。



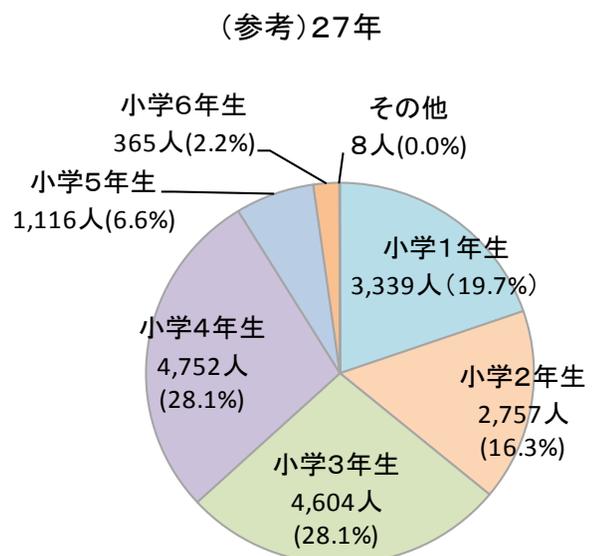
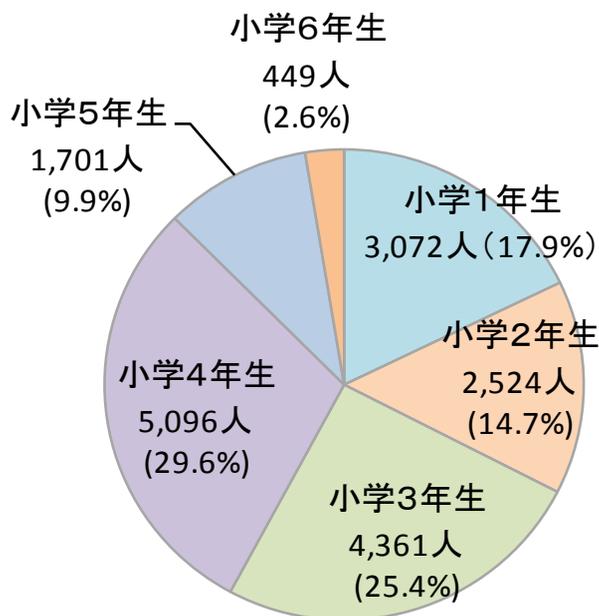
※平日に開所されているクラブ数(23,610)に対する割合



※平日に開所されているクラブ数(22,600)に対する割合

## 7. 待機児童数の学年別の状況

○ 待機児童数の学年別の状況でみると、小学4年生以上の占める割合が約37%から約42%へと増加している。小学1~3年生の各学年は、前年より減少した。



# 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況【詳細】

\* 各年5月1日現在の総務課少子化総合対策室調査

## 1 クラブ数、支援の単位数、利用定員数、登録児童数、実施市町村数及び実施小学校区数の状況

区分	平成28年	平成27年	増減
クラブ数	23,619か所	22,608か所	1,011か所
支援の単位数	28,198支援の単位	26,528支援の単位	1,670支援の単位
利用定員数	1,184,902人	1,117,671人	67,231人
登録児童数	1,093,085人	1,024,635人	68,450人
実施市町村数(割合) [全市町村数]	1,606市町村(92.2%) [1,741市町村]	1,603市町村(92.1%) [1,741市町村]	3市町村(0.1ポイント) [+0市町村]
実施小学校区数(割合) [全小学校区数]	16,472小学校区(83.8%) [19,655小学校区]	16,496小学校区(82.8%) [19,929小学校区]	▲24小学校区(1.0ポイント) [▲274小学校区]

注1：実施市町村割合は、各年の全市町村数に対する割合、実施小学校区割合は、各年の全小学校区数に対する割合である。

注2：全小学校区数は、文部科学省が実施する学校基本調査における公立の小学校の総数（ただし、分校及び0学級の小学校は除く）である。

### (参考)過去5年間のクラブ数、登録児童数、実施市町村数の推移

区分	平成27年	平成26年	平成25年	平成24年	平成23年
クラブ数(か所)	22,608	22,084	21,482	21,085	20,561
増減	524	602	397	524	615
登録児童数(人)	1,024,635	936,452	889,205	851,949	833,038
増減	88,183	47,247	37,256	18,911	18,599
実施市町村数(割合) [全市町村数]	1,603(92.1%) [1,741]	1,598(91.8%) [1,741]	1,595(91.6%) [1,742]	1,591(91.3%) [1,742]	1,574(90.7%) [1,735]

※平成23年の数値は、東日本大震災の影響で調査を実施できなかった岩手県、福島県の12市町村を除いて集計している。

## 2 設置・運営主体別クラブ数の状況

(か所)

区分	平成28年	平成27年	増減
公立公営	8,735 (37.0%)	8,631 (38.2%)	104
公立民営(合計)	10,589 (44.8%)	9,865 (43.6%)	724
社会福祉法人	3,342 (14.1%)	3,124 (13.8%)	218
民法34条法人	887 (3.8%)	819 (3.6%)	68
NPO法人	1,347 (5.7%)	1,165 (5.2%)	182
運営委員会・保護者会	3,694 (15.6%)	3,555 (15.7%)	139
任意団体	297 (1.3%)	290 (1.3%)	7
株式会社	724 (3.1%)	525 (2.3%)	199
学校法人	175 (0.7%)	172 (0.8%)	3
その他	123 (0.5%)	215 (1.0%)	▲92
民立民営(合計)	4,295 (18.2%)	4,112 (18.2%)	183
社会福祉法人	1,393 (5.9%)	1,333 (5.9%)	60
民法34条法人	139 (0.6%)	87 (0.4%)	52
NPO法人	629 (2.7%)	576 (2.5%)	53
運営委員会・保護者会	1,391 (5.9%)	1,444 (6.4%)	▲53
任意団体	59 (0.2%)	50 (0.2%)	9
株式会社	170 (0.7%)	115 (0.5%)	55
学校法人	205 (0.9%)	186 (0.8%)	19
その他	309 (1.3%)	321 (1.4%)	▲12
計	23,619 (100.0%)	22,608 (100.0%)	1,011

注1：( )内は各年の総数に対する割合である。

注2：公立民営・民立民営については、その運営主体ごとの内訳を記載している。

### 3 実施場所別クラブ数の状況

(か所)

実施場所	平成 28 年	平成 27 年	増減
小学校	12,679 (53.7%)	12,011 (53.1%)	668
学校の余裕教室	6,918 (29.3%)	6,604 (29.2%)	314
学校敷地内専用施設	5,761 (24.4%)	5,407 (23.9%)	354
児童館・児童センター	2,637 (11.2%)	2,672 (11.8%)	▲ 35
公的施設利用	1,624 (6.9%)	1,684 (7.4%)	▲ 60
民家・アパート	1,271 (5.4%)	1,226 (5.4%)	45
保育所	882 (3.7%)	960 (4.2%)	▲ 78
公有地専用施設	1,662 (7.0%)	1,550 (6.9%)	112
民有地専用施設	1,344 (5.7%)	1,152 (5.1%)	192
幼稚園	339 (1.4%)	388 (1.7%)	▲ 49
団地集会室	107 (0.5%)	117 (0.5%)	▲ 10
商店街空き店舗	413 (1.7%)	279 (1.2%)	134
認定こども園	238 (1.0%)	155 (0.7%)	83
その他	423 (1.8%)	414 (1.8%)	9
計	23,619 (100.0%)	22,608 (100.0%)	1,011

注:( )内は各年の総数に対する割合である。

### 4 実施規模別支援の単位数の状況

(支援の単位)

実施規模	平成 28 年	平成 27 年	増減
9人以下	752 (2.7%)	705 (2.7%)	47
10人～19人	2,219 (7.9%)	2,191 (8.3%)	28
20人～35人	9,756 (34.6%)	8,791 (33.1%)	965
36人～45人	7,818 (27.7%)	7,084 (26.7%)	734
46人～55人	3,936 (14.0%)	3,813 (14.4%)	123
56人～70人	2,551 (9.0%)	2,625 (9.9%)	▲ 74
71人以上	1,166 (4.1%)	1,319 (5.0%)	▲ 153
計	28,198 (100.0%)	26,528 (100.0%)	1,670

注:( )内は各年の総数に対する割合である。

### 【参考】実施規模別クラブ数の状況

(か所)

実施規模	平成 28 年	平成 27 年	増減
9人以下	583 (2.5%)	578 (2.6%)	5
10人～19人	1,920 (8.1%)	2,001 (8.9%)	▲ 81
20人～35人	6,054 (25.6%)	5,745 (25.4%)	309
36人～45人	5,251 (22.2%)	5,093 (22.5%)	158
46人～55人	3,471 (14.7%)	3,316 (14.7%)	155
56人～70人	3,258 (13.8%)	3,161 (14.0%)	97
71人以上	3,082 (13.0%)	2,714 (12.0%)	368
計	23,619 (100.0%)	22,608 (100.0%)	1,011

注:( )内は各年の総数に対する割合である。

5 利用定員の設定規模別支援の単位数の状況

(支援の単位)

実施規模	平成 28 年	平成 27 年	増減
9人以下	73 (0.3%)	97 (0.4%)	▲ 24
10人～19人	821 (2.9%)	827 (3.1%)	▲ 6
20人～35人	8,233 (29.2%)	7,737 (29.2%)	496
36人～45人	10,882 (38.6%)	9,922 (37.4%)	960
46人～55人	3,454 (12.2%)	3,325 (12.5%)	129
56人～70人	3,290 (11.7%)	3,103 (11.7%)	187
71人以上	1,167 (4.1%)	1,198 (4.5%)	▲ 31
設定していない	278 (1.0%)	319 (1.2%)	▲ 41
計	28,198 (100.0%)	26,528 (100.0%)	1,670

注:( )内は全支援の単位数(28年:28,198、27年:26,528)に対する割合である。

【参考】利用定員の設定規模別クラブ数の状況

(か所)

実施規模	平成 28 年	平成 27 年	増減
9人以下	52 (0.2%)	82 (0.4%)	▲ 30
10人～19人	640 (2.7%)	649 (2.9%)	▲ 9
20人～35人	4,903 (20.8%)	4,670 (20.7%)	233
36人～45人	7,833 (33.2%)	7,412 (32.8%)	421
46人～55人	2,917 (12.4%)	2,884 (12.8%)	33
56人～70人	3,734 (15.8%)	3,715 (16.4%)	19
71人以上	3,316 (14.0%)	2,941 (13.0%)	375
設定していない	224 (0.9%)	255 (1.1%)	▲ 31
計	23,619 (100.0%)	22,608 (100.0%)	1,011

注:( )内は全クラブ数(28年:23,619、27年:22,608)に対する割合である。

6 学年別登録児童数の状況

(人)

学年	平成 28 年	平成 27 年	増減
小学1年生	355,986 (32.6%)	346,232 (33.8%)	9,754
小学2年生	315,425 (28.9%)	301,006 (29.4%)	14,419
小学3年生	241,432 (22.1%)	225,934 (22.0%)	15,498
小学4年生	109,544 (10.0%)	93,003 (9.1%)	16,541
小学5年生	47,240 (4.3%)	37,673 (3.7%)	9,567
小学6年生	22,828 (2.1%)	20,039 (1.9%)	2,789
その他	630 (0.1%)	748 (0.1%)	▲ 118
計	1,093,085 (100.0%)	1,024,635 (100.0%)	68,450

注:( )内は各年の総数に対する割合である。計数には、障害児数も含む。

7 年間開所日数別クラブ数の状況

(か所)

開所日数	平成 28 年	平成 27 年	増減
199日以下	49 (0.2%)	77 (0.3%)	▲ 28
200日～249日	1,181 (5.0%)	1,031 (4.6%)	150
250日～279日	5,223 (22.1%)	4,085 (18.1%)	1,138
280日～299日	16,825 (71.2%)	17,090 (75.6%)	▲ 265
300日以上	341 (1.4%)	325 (1.4%)	16
計	23,619 (100.0%)	22,608 (100.0%)	1,011

注:( )内は各年の総数に対する割合である。

8 平日の開所時刻の状況

(か所)

開所時刻	平成 28 年	平成 27 年	増減
11:00以前	2,765 (11.7%)	2,392 (10.6%)	373
11:01 ~ 12:00	2,346 (9.9%)	2,385 (10.6%)	▲ 39
12:01 ~ 13:00	7,387 (31.3%)	7,449 (33.0%)	▲ 62
13:01 ~ 14:00	7,709 (32.7%)	7,265 (32.1%)	444
14:01以降	3,403 (14.4%)	3,109 (13.8%)	294
計	23,610 (100.0%)	22,600 (100.0%)	1,010

注1:( )内は各年の総数に対する割合である。

注2:[28年:23,610]、[27年:22,600]は、平日に開所しているクラブ数。

9 平日の終了時刻の状況

(か所)

終了時刻	平成 28 年	平成 27 年	増減
17:00まで	118 (0.5%)	255 (1.1%)	▲ 137
17:01 ~ 18:00	5,815 (24.6%)	6,295 (27.9%)	▲ 480
18:01 ~ 18:30	5,451 (23.1%)	5,291 (23.4%)	160
18:31 ~ 19:00	10,509 (44.5%)	9,244 (40.9%)	1,265
19:01以降	1,717 (7.3%)	1,515 (6.7%)	202
計	23,610 (100.0%)	22,600 (100.0%)	1,010

注1:( )内は各年の総数に対する割合である。

注2:[28年:23,610]、[27年:22,600]は、平日に開所しているクラブ数。

10 長期休暇等の開所時刻の状況

(か所)

開所時刻	平成 28 年	平成 27 年	増減
6:59以前	34 (0.1%)	10 (0.0%)	24
7:00 ~ 7:59	6,551 (27.8%)	5,922 (26.3%)	629
8:00 ~ 8:59	16,568 (70.4%)	15,972 (71.0%)	596
9:00 ~ 9:59	343 (1.5%)	561 (2.5%)	▲ 218
10:00以降	51 (0.2%)	42 (0.2%)	9
計	23,547 (100.0%)	22,507 (100.0%)	1,040

注1:( )内は各年の総数に対する割合である。

注2:[28年:23,547]、[27年:22,507]は、長期休暇等に開所しているクラブ数。

11 長期休暇等の終了時刻の状況

(か所)

終了時刻	平成 28 年	平成 27 年	増減
17:00まで	207 (0.9%)	359 (1.6%)	▲ 152
17:01 ~ 18:00	5,926 (25.2%)	6,417 (28.5%)	▲ 491
18:01 ~ 18:30	5,379 (22.8%)	5,230 (23.2%)	149
18:31 ~ 19:00	10,484 (44.5%)	9,057 (40.2%)	1,427
19:01以降	1,551 (6.6%)	1,444 (6.4%)	107
計	23,547 (100.0%)	22,507 (100.0%)	1,040

注1:( )内は各年の総数に対する割合である。

注2:[28年:23,547]、[27年:22,507]は、長期休暇等に開所しているクラブ数。

## 12 長期休暇等の開所状況

(か所)

開所状況	平成 28 年	平成 27 年	増減
土曜日 〔毎週開所以外〕	22,389 (94.8%) 〔4,869〕	21,264 (94.1%) 〔4,000〕	1,125 〔869〕
日曜日	1,794 (7.6%)	1,671 (7.4%)	123
夏休み等	23,211 (98.3%)	22,298 (98.6%)	913

注1:( )内は全クラブ数(28年:23,619、27年:22,608)に対する割合である。

注2:〔 〕内は毎週開所以外のクラブ数であり、内数である。

## 13 障害児受入数別クラブ数の状況

(か所)

受入数	平成 28 年	平成 27 年	増減
1人	5,127 (39.7%)	5,008 (41.2%)	119
2人	3,192 (24.7%)	2,981 (24.5%)	211
3人	1,827 (14.1%)	1,691 (13.9%)	136
4人	1,042 (8.1%)	926 (7.6%)	116
5人以上	1,738 (13.4%)	1,560 (12.8%)	178
計	12,926 (100.0%)	12,166 (100.0%)	760

注1:( )内は各年の総数に対する割合である。

注2:全クラブ数に対して、障害児を受け入れているクラブの割合は、28年:54.7%、27年:53.8%である。

## 14 障害児受入の定員設定別クラブ数の状況

(か所)

定員設定の有無	平成 28 年	平成 27 年	増減
障害児受入の 定員無し	9,566 (74.0%)	9,149 (75.2%)	417
障害児受入の 定員有り	3,360 (26.0%)	3,017 (24.8%)	343
計	12,926 (100.0%)	12,166 (100.0%)	760

注:( )内は各年の総数に対する割合である。

## 15 障害児の学年別登録児童数の状況

(人)

学年	平成 28 年	平成 27 年	増減
小学1年生	7,969 (24.1%)	7,462 (24.6%)	507
小学2年生	8,338 (25.2%)	7,928 (26.1%)	410
小学3年生	7,387 (22.3%)	6,928 (22.8%)	459
小学4年生	4,645 (14.1%)	4,007 (13.2%)	638
小学5年生	2,762 (8.4%)	2,308 (7.6%)	454
小学6年生	1,755 (5.3%)	1,634 (5.4%)	121
その他	202 (0.6%)	85 (0.3%)	117
計	33,058 (100.0%)	30,352 (100.0%)	2,706

注1:( )内は各年の総数に対する割合である。

注2:全登録児童数に対する障害児の登録児童数の割合は、28年:3.0%、27年:3.0%である。

16 利用できなかった児童(待機児童)のいる市町村数の状況

(市町村数)

	平成 28 年	平成 27 年	増減
利用できなかった児童がいる市町村数	421 (24.2%)	398 (22.9%)	23

注:( )内は全市町村数(28年:1,741、27年:1,741)に対する割合である。

17 利用できなかった児童数(待機児童数)の状況

(人)

	平成 28 年	平成 27 年	増減
小学1年生	3,072 (17.9%) [47]	3,339 (19.7%) [51]	▲ 267 [▲ 4]
小学2年生	2,524 (14.7%) [29]	2,757 (16.3%) [27]	▲ 233 [2]
小学3年生	4,361 (25.4%) [43]	4,604 (27.2%) [53]	▲ 243 [▲ 10]
小学4年生	5,096 (29.6%) [67]	4,752 (28.1%) [52]	344 [15]
小学5年生	1,701 (9.9%) [27]	1,116 (6.6%) [17]	585 [10]
小学6年生	449 (2.6%) [13]	365 (2.2%) [16]	84 [▲ 3]
その他	0 (0.0%) [0]	8 (0.0%) [0]	▲ 8 [0]
計	17,203 (100.0%) [226]	16,941 (100.0%) [216]	262 [10]

注:( )内は各年の総数に対する割合である。[ ]内は障害児数であり、内数である。

18 利用(登録)できなかった児童への対応(複数回答)

(市町村数)

	平成 28 年
利用申し込みのあった放課後児童クラブ以外の放課後児童クラブを紹介	141 (33.5%)
利用できない旨を説明	295 (70.1%)
放課後児童クラブが利用できる状況となった場合に連絡	314 (74.6%)
その他	67 (15.9%)

注:( )内は利用(登録)できなかった市町村数(28年:421)に対する割合である。

19 新1年生の受入開始の状況

(か所)

	平成 28 年	平成 27 年	増減
4月1日より受入	23,014 (97.4%)	21,688 (95.9%)	1,326

注:( )内は全クラブ数(28年:23,619、27年:22,608)に対する割合である。

20 専用区画の有無の状況

(か所)

	平成 28 年	平成 27 年	増減
専用区画有り	23,330 (98.8%)	22,247 (98.4%)	1,083

注:( )内は全クラブ数(28年:23,619、27年:22,608)に対する割合である。

21 児童1人当たりの専用区画面積の状況

(か所)

	平成 28 年	平成 27 年	増減
1.65㎡以上	17,463 (73.9%)	16,876 (74.6%)	587

注:( )内は全クラブ数(28年:23,619、27年:22,608)に対する割合である。

22 クラブ内の静養スペースの状況

(か所)

	平成 28 年	平成 27 年	増減
専用区画に 静養スペース有り	14,733 (62.4%)	14,142 (62.6%)	591
専用区画とは別に 静養スペース有り	3,114 (13.2%)	2,493 (11.0%)	621
計	17,847 (75.6%)	16,635 (73.6%)	1,212

注1:( )内は全クラブ数(28年:23,619、27年:22,608)に対する割合である。

23 雇用形態別放課後児童支援員等の数の状況

(人)

	平成 28 年	平成 27 年	増減
常勤職員	32,479 (26.6%)	30,405 (26.8%)	2,074
非常勤職員	42,012 (34.4%)	39,802 (35.1%)	2,210
嘱託職員	7,886 (6.5%)	7,473 (6.6%)	413
パート・アルバイト	36,322 (29.7%)	31,442 (27.7%)	4,880
その他	3,520 (2.9%)	4,193 (3.7%)	▲ 673
計	122,219 (100.0%)	113,315 (100.0%)	8,904

注:( )内は各年の総数に対する割合である。数値はボランティアを含めない。

24 一の支援の単位あたりの放課後児童支援員等の数の状況

(支援の単位)

	平成 28 年	平成 27 年	増減
1人	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0
2人	5,780 (20.5%)	5,679 (21.4%)	101
3人	6,553 (23.2%)	6,211 (23.4%)	342
4人	5,557 (19.7%)	5,365 (20.2%)	192
5人以上	10,308 (36.6%)	9,273 (35.0%)	1,035
計	28,198 (100.0%)	26,528 (100.0%)	1,670

注:( )内は各年の総数に対する割合である。数値はボランティアを含めず、常勤や非常勤等を区別しない。

25 登録児童数が20人未満のクラブにおける放課後児童支援員等の兼務の状況

(か数)

	平成 28 年	平成 27 年	増減
放課後児童支援員等が兼務 しているクラブ	451 (18.0%)	431 (16.7%)	20

注:( )内は登録児童数が20人未満の放課後児童クラブ数(28年:2,503、27年:2,579)に対する割合である。

## 26 放課後児童支援員の資格の状況

(人)

	平成 28 年		平成 27 年		増減
基準第10条第3項一号	22,065	(26.4%)	21,833	(27.3%)	232
基準第10条第3項二号	681	(0.8%)	481	(0.6%)	200
基準第10条第3項三号	26,830	(32.1%)	24,314	(30.4%)	2,516
基準第10条第3項四号	24,019	(28.8%)	22,999	(28.8%)	1,020
基準第10条第3項五号	1,435	(1.7%)	1,106	(1.4%)	329
基準第10条第3項六号	70	(0.1%)	74	(0.1%)	▲ 4
基準第10条第3項七号	61	(0.1%)	54	(0.1%)	7
基準第10条第3項八号	22	(0.0%)	29	(0.0%)	▲ 7
基準第10条第3項九号	8,288	(9.9%)	9,056	(11.3%)	▲ 768
計	83,471	(100.0%)	79,946	(100.0%)	3,525

注1:( )内は各年の総数に対する割合である。数値はボランティアを含めず、常勤・非常勤等を区別しない。

## 注2:基準第10条第3項

- 一 保育士の資格を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第九号において「高等学校卒業者等」という。)であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの
- 四 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
- 五 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第一百零二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
- 七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 九 高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市区町村長が適当と認めたもの

## 27 認定資格研修を受講した者の数

(人)

	平成 28 年
受講者数	16,128 (19.3%)

注:( )内は放課後児童支援員の人数(28年:83,471)に対する割合である。

28 放課後子供教室との連携の状況

(か所)

実施状況	平成 28 年		平成 27 年		増減
同一小学校区内で放課後子供教室を実施	11,181	(47.3%)	10,143	(44.9%)	1,038
うち放課後子供教室の活動プログラムに参加している	6,949	(29.4%)	6,233	(27.6%)	716
うち同一小学校区内で実施	3,799	(30.0%)	3,609	(30.0%)	190
学校の余裕教室	2,103	(16.6%)	2,002	(16.7%)	101
学校敷地内専用施設	1,696	(13.4%)	1,607	(13.4%)	89

注1:「放課後子供教室」とは、文部科学省が実施する、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業。

注2:「同一小学校区内で放課後子供教室を実施」、「うち放課後子供教室の活動プログラムに参加している」における、( )内は全クラブ数(28年:23,619、27年:22,608)に対する割合である。

注3:「うち同一小学校区内で実施」における( )内は、学校内で実施するクラブ数(28年:12,679、27年:12,011)に対する割合である。

29 放課後児童健全育成事業の設備及び運営についての基準条例の制定状況

(市町村数)

	平成 28 年		平成 27 年		増減
制定済み	1,655	(95.1%)	1,618	(92.9%)	37
条例案を検討中	9	(0.5%)	15	(0.9%)	▲ 6
制定していない	77	(4.4%)	108	(6.2%)	▲ 31
計	1,741	(100.0%)	1,741	(100.0%)	0

注:( )内は全市町村数(28年:1,741、27年:1,741)に対する割合である。

30 基準条例に基づく運営内容の点検・確認の状況

(市町村数)

	平成 28 年		平成 27 年		増減
点検・確認有り	1,400	(80.4%)	1,384	(79.5%)	16

注:( )内は全市町村数(28年:1,741、27年:1,741)に対する割合である。

31 市町村における対象児童の範囲

(市町村数)

	平成 28 年	
小学校1年生まで	0	(0.0%)
小学校2年生まで	0	(0.0%)
小学校3年生まで	100	(6.2%)
小学校4年生まで	72	(4.5%)
小学校5年生まで	13	(0.8%)
小学校6年生まで	1,421	(88.5%)
計	1,606	(100.0%)

注1:( )内はクラブ実施市町村数(28年1,606)に対する割合である。

注2:「対象児童の範囲」は、条例や要綱等において市町村が定めているものである。

【参考】放課後児童クラブにおける対象児童の範囲

(か所)

	平成 28 年	
小学校1年生まで	27	(0.1%)
小学校2年生まで	41	(0.2%)
小学校3年生まで	2,082	(8.8%)
小学校4年生まで	1,211	(5.1%)
小学校5年生まで	500	(2.1%)
小学校6年生まで	19,758	(83.7%)
計	23,619	(100.0%)

注1:( )内は全クラブ数(28年:23,619)に対する割合である。

注2:「対象児童の範囲」は、市町村の条例、要綱等に基づくもののほか、放課後児童クラブ独自の運営規程等に定めている場合を含む。

32 対象とならない児童への対応

(市町村数)

	平成 28 年	
放課後子供教室により対応している	43	(23.2%)
自治体独自の放課後児童対策により対応している	2	(1.1%)
児童館により対応している	26	(14.1%)
その他	29	(15.7%)
特に対応していない	85	(45.9%)
計	185	(100.0%)

注:( )内は対象児童の範囲が「小学校6年生まで」以外と回答した市町村数(28年:185)に対する割合である。

33 市町村における運営指針(ガイドライン)の策定状況

(市町村数)

	平成 28 年		平成 27 年		増減
策定済み	348	(20.0%)	275	(15.8%)	73
都道府県の運営指針を活用	318	(18.3%)	346	(19.9%)	▲ 28
国の運営指針を活用	924	(53.1%)	960	(55.1%)	▲ 36
対応無し	151	(8.7%)	160	(9.2%)	▲ 9
計	1,741	(100.0%)	1,741	(100.0%)	0

注:( )内は全市町村数(28年:1,741、27年:1,741)に対する割合である。

34 運営指針に基づく運営内容の点検・確認の状況

(市町村数)

	平成 28 年		平成 27 年		増減
点検・確認有り	1,242	(71.3%)	1,211	(69.6%)	31

注:( )内は全市町村数(28年:1,741、27年:1,741)に対する割合である。

35 利用手続き(利用申込み・利用決定)の状況

(市町村数)

	平成 28 年	
市町村のみで利用申込みの受付を行っている	17	(1.1%)
クラブのみで利用申込みの受付を行っている	375	(23.3%)
市町村もクラブも利用申込みの受付を行っている	1,214	(75.6%)
計	1,606	(100.0%)

注:( )内はクラブ実施市町村数(28年1,606)に対する割合である。

(市町村数)

	平成 28 年	
市町村のみで利用決定を行っている	14	(0.9%)
クラブのみで利用決定を行っている	268	(16.7%)
市町村もクラブも利用決定を行っている	1,324	(82.4%)
計	1,606	(100.0%)

注:( )内はクラブ実施市町村数(28年1,606)に対する割合である。

36 利用に係る優先的な取扱いの状況

(市町村数)

	平成 28 年	平成 27 年	増減
利用に係る優先的な取扱いを行っている	728 (45.3%)	690 (43.0%)	38

注:( )内はクラブ実施市町村数(28年1,606、27年:1,603)に対する割合である。

(市町村数)

利用に係る優先的な取扱いの対象	平成 28 年		平成 27 年		増減
ひとり親家庭	530	(33.0%) [72.8%]	497	(31.0%) [72.0%]	33
生活保護世帯	274	(17.1%) [37.6%]	246	(15.3%) [35.7%]	28
主として生計を維持する者の失業により就労の必要性が高い場合	146	(9.1%) [20.1%]	120	(7.5%) [17.4%]	26
虐待又はDVの恐れがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合	331	(20.6%) [45.5%]	295	(18.4%) [42.8%]	36
子どもが障害を有する場合	318	(19.8%) [43.7%]	274	(17.1%) [39.7%]	44
低学年の児童など、発達の程度観点から配慮が必要と考えられる児童	543	(33.8%) [74.6%]	486	(30.3%) [70.4%]	57
育児休業を終了した場合	103	(6.4%) [14.1%]	86	(5.4%) [12.5%]	17
兄弟姉妹について同一の放課後児童クラブの利用を希望する場合	214	(13.3%) [29.4%]	189	(11.8%) [27.4%]	25
その他市町村が定める事由	176	(11.0%) [24.2%]	135	(8.4%) [19.6%]	41

注:( )内はクラブ実施市町村数(28年1,606、27年:1,603)に対する割合、[ ]内は利用に係る優先的な取扱いを行っている市町村数(28年:728、27年:690)に対する割合である。

37 市町村における利用料の減免等の状況

(市町村数)

	平成 28 年	平成 27 年	増減
利用料の徴収を行っている	1,433 (89.2%)	1,320 (82.3%)	113
利用料の減免を行っている	1,170 [81.6%]	1,097 [83.1%]	73

注1:( )内はクラブ実施市町村数(28年1,606、27年:1,603)に対する割合である。

注2:[ ]内は利用料の徴収を行っている市町村数(28年1,433、27年:1,320)に対する割合である。

(市町村数)

利用料減免の対象 (複数回答)	平成 28 年		平成 27 年		増減
生活保護受給世帯	854 (53.2%)	[73.0%]	804 (50.2%)	[73.3%]	50
市町村民税非課税世帯	414 (25.8%)	[35.4%]	394 (24.6%)	[35.9%]	20
所得税非課税・市町村民税課税世帯	125 (7.8%)	[10.7%]	119 (7.4%)	[10.8%]	6
就学援助受給世帯	287 (17.9%)	[24.5%]	257 (16.0%)	[23.4%]	30
ひとり親世帯	402 (25.0%)	[34.4%]	352 (22.0%)	[32.1%]	50
兄弟姉妹利用世帯	632 (39.4%)	[54.0%]	520 (32.4%)	[47.4%]	112
その他市町村が定める場合	431 (26.8%)	[36.8%]	374 (23.3%)	[34.1%]	57
その他クラブが定める場合	92 (5.7%)	[7.9%]	—	—	—

注:( )内はクラブ実施市町村数(28年:1,606、27年:1,603)に対する割合、[ ]内は利用料の減免を行っている市町村数

(28年:1,170、27年:1,097)に対する割合である。

(市町村数)

利用料減免の方法 (複数回答)	平成 28 年	
利用料の免除 (利用料を徴収しない)	844 (52.6%)	[72.1%]
利用料の半額のみ徴収	609 (37.9%)	[52.1%]
所得に応じて複数段階で減額	80 (5.0%)	[6.8%]
その他	605 (37.7%)	[51.7%]

注:( )内はクラブ実施市町村数(28年:1,606)に対する割合、[ ]内は利用料の減免を行っている市町村数(28年:1,170)に対する割合である。

(市町村数)

利用料の加算	平成28年
一定水準以上の所得のある世帯等について、利用料の加算を行っている	78 (4.9%)

注:( )内はクラブ実施市町村数(28年:1,606)に対する割合である。

38 放課後児童クラブにおける利用料の徴収の状況

(か所)

	平成 28 年
利用料の徴収を行っている	19,502 (82.6%)

注:( )内は全クラブ数(28年:23,619)に対する割合である。

(か所)

利用料の月額	平成 28 年
2,000円未満	394 (2.0%)
2,000～4,000円未満	3,664 (18.8%)
4,000～6,000円未満	5,563 (28.5%)
6,000～8,000円未満	4,609 (23.6%)
8,000～10,000円未満	2,557 (13.1%)
10,000～12,000円未満	1,265 (6.5%)
12,000～14,000円未満	624 (3.2%)
14,000～16,000円未満	317 (1.6%)
16,000円以上	509 (2.6%)
計	19,502 (100.0%)

注:( )内は放課後児童クラブで利用料の徴収を行っているクラブ数(28年:19,502)に対する割合である。

39 放課後児童クラブにおける利用料の減免等の状況

(か所)

	平成 28 年
利用料の減免を行っている	15,812 (81.1%)

注:( )内は放課後児童クラブで利用料の徴収を行っているクラブ数(28年:19,502)に対する割合である。

(か所)

利用料減免の対象 (複数回答)	平成 28 年		
生活保護受給世帯	10,940 (46.3%)	[69.2%]	
市町村民税非課税世帯	6,944 (29.4%)	[43.9%]	
所得税非課税・市町村民税 課税世帯	1,901 (8.0%)	[12.0%]	
就学援助受給世帯	4,137 (17.5%)	[26.2%]	
ひとり親世帯	4,561 (19.3%)	[28.8%]	
兄弟姉妹利用世帯	9,217 (39.0%)	[58.3%]	
その他市町村が定める場合	6,398 (27.1%)	[40.5%]	
その他クラブが定める場合	791 (3.3%)	[5.0%]	

注:( )内は全クラブ数(28年:23,619)に対する割合、[ ]内は利用料の減免を行っているクラブ数(28年:15,812)に対する割合である。

(か所)

利用料減免の方法 (複数回答)	平成 28 年		
利用料の免除 (利用料を徴収しない)	11,025 (46.7%)	[69.7%]	
利用料の半額のみ徴収	7,229 (30.6%)	[45.7%]	
所得に応じて複数段階で 減額	979 (4.1%)	[6.2%]	
その他	8,677 (36.7%)	[54.9%]	

注:( )内は全クラブ数(28年:23,619)に対する割合、[ ]内は利用料の減免を行っているクラブ数(28年:15,812)に対する割合である。

(か所)

利用料の加算	平成28年
一定水準以上の所得のある 世帯等について、利用料の 加算を行っている	749 (3.2%)

注:( )内は全クラブ数(28年:23,619)に対する割合である。

40 指定管理者制度による実施の有無

(か所)

	平成 28 年
実施している	3,068 (29.0%)
実施していない	7,521 (71.0%)

注:( )内は公立民営クラブ数(28年:10,589)に対する割合である。

41 おやつ提供の状況

(か所)

	平成 28 年	平成 27 年	増減
おやつ提供有り	21,512 (91.1%)	20,425 (90.3%)	1,087
おやつ提供無し	2,107 (8.9%)	2,183 (9.7%)	▲ 76
計	23,619 (100.0%)	22,608 (100.0%)	1,011

注:( )内は全クラブ数(28年:23,619、27年:22,608)に対する割合である。

(か所)

おやつ提供時刻	平成 28 年	平成 27 年	増減
13:00以前	6 (0.0%)	0 (0.0%)	6
13:00 ~ 13:30	10 (0.0%)	30 (0.1%)	▲ 20
13:31 ~ 14:00	45 (0.2%)	99 (0.5%)	▲ 54
14:01 ~ 14:30	38 (0.2%)	85 (0.4%)	▲ 47
14:31 ~ 15:00	1,605 (7.5%)	1,680 (8.2%)	▲ 75
15:01 ~ 15:30	7,506 (34.9%)	7,366 (36.1%)	140
15:31 ~ 16:00	7,649 (35.6%)	6,782 (33.2%)	867
16:01 ~ 16:30	3,801 (17.7%)	3,618 (17.7%)	183
16:31 ~ 17:00	411 (1.9%)	520 (2.5%)	▲ 109
17:00以降	441 (2.1%)	245 (1.2%)	196
計	21,512 (100.0%)	20,425 (100.0%)	1,087

注:( )内はおやつ提供有りのクラブ数(28年:21,512、27年:20,425)に対する割合である。

42 保護者との連携の状況

(か所)

	平成 28 年	平成 27 年	増減
子どもの出欠席等の把握	23,492 (99.5%)	22,476 (99.4%)	1,016
保護者からの相談への対応	23,551 (99.7%)	22,516 (99.6%)	1,035
保護者との連絡	23,492 (99.5%)	22,408 (99.1%)	1,084

注:( )内は全クラブ数(28年:23,619、27年:22,608)に対する割合である。

43 育成支援の記録の状況

(か所)

	平成 28 年	平成 27 年	増減
育成支援の内容を記録している	20,041 (84.9%)	18,807 (83.2%)	1,234

注:( )内は全クラブ数(28年:23,619、27年:22,608)に対する割合である。

44 利用の開始等の情報提供の状況

(か所)

	平成 28 年	平成 27 年	増減
利用の開始等に関する情報提供を実施している	23,324 (98.8%)	22,070 (97.6%)	1,254
保護者及び地域社会に対する情報提供を実施している	21,587 (91.4%)	20,518 (90.8%)	1,069

注:( )内は全クラブ数(28年:23,619、27年:22,608)に対する割合である。

## 45 運営規程の状況

(か所)

	平成 28 年	平成 27 年	増減
運営規程を定めている	22,167 (93.9%)	21,123 (93.4%)	1,044
運営規程を定めていない	1,452 (6.1%)	1,485 (6.6%)	▲ 33
計	23,619 (100.0%)	22,608 (100.0%)	1,011

注:( )内は全クラブ数(28年:23,619、27年:22,608)に対する割合である。

(か所)

運営規程に定めている事項	平成 28 年		平成 27 年		増減
事業の目的及び運営の方針	22,084 (93.5%)	[99.6%]	20,989 (92.8%)	[99.4%]	1,095
職員の職種、員数及び職務の内容	21,180 (89.7%)	[95.5%]	19,834 (87.7%)	[93.9%]	1,346
開所している日及び時間	22,050 (93.4%)	[99.5%]	20,985 (92.8%)	[99.3%]	1,065
支援の内容及び該当支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額	21,783 (92.2%)	[98.3%]	20,649 (91.3%)	[97.8%]	1,134
利用定員	19,835 (84.0%)	[89.5%]	18,700 (82.7%)	[88.5%]	1,135
通常の事業の実施地域	21,086 (89.3%)	[95.1%]	19,914 (88.1%)	[94.3%]	1,172
事業の利用に当たっての留意事項	21,287 (90.1%)	[96.0%]	20,074 (88.8%)	[95.0%]	1,213
緊急時等における対応方法	20,750 (87.9%)	[93.6%]	19,591 (86.7%)	[92.7%]	1,159
非常災害対策	20,468 (86.7%)	[92.3%]	19,321 (85.5%)	[91.5%]	1,147
虐待の防止のための措置に関する事項	18,896 (80.0%)	[85.2%]	17,675 (78.2%)	[83.7%]	1,221
その他事業の運営に関する重要事項	9,585 (40.6%)	[43.2%]	8,478 (37.5%)	[40.1%]	1,107

注:( )内は全クラブ数(28年:23,619、27年:22,608)に対する割合、[ ]内は運営規程を定めているクラブ数(28年:22,167、27年:21,123)に対する割合である。

## 46 職員、財産、収支及び利用者の処遇状況を明らかにする帳簿の整備状況

(か所)

	平成 28 年	平成 27 年	増減
帳簿を整備している	22,825 (96.6%)	21,607 (95.6%)	1,218

注:( )内は全クラブ数(28年:23,619、27年:22,608)に対する割合である。

## 47 放課後児童支援員等を対象とした健康診断の実施状況

(か所)

	平成 28 年	平成 27 年	増減
健康診断を実施している	19,582 (82.9%)	18,295 (80.9%)	1,287

注:( )内は全クラブ数(28年:23,619、27年:22,608)に対する割合である。

## 48 労災保険等への加入状況

(か所)

	平成 28 年	平成 27 年	増減
労災保険等への加入などを行っている	22,229 (94.1%)	21,102 (93.3%)	1,127

注:( )内は全クラブ数(28年:23,619、27年:22,608)に対する割合である。

## 49 適正な会計管理及び情報公開の状況

(か所)

	平成 28 年	平成 27 年	増減
定期的な検査や決算報告を行っている	22,627 (95.8%)	21,614 (95.6%)	1,013
保護者や地域社会に対して情報公開を行っている	18,577 (78.7%)	17,458 (77.2%)	1,119

注:( )内は全クラブ数(28年:23,619、27年:22,608)に対する割合である。

## 50 学校との連携状況

(か所)

	平成 28 年	平成 27 年	増減
学校との情報交換を行っている	23,291 (98.6%)	22,303 (98.7%)	988
遊びと生活の場を広げるために学校施設を利用できるように学校との連携を図っている	17,954 (76.0%)	16,769 (74.2%)	1,185

注:( )内は全クラブ数(28年:23,619、27年:22,608)に対する割合である。

## 51 保育所、幼稚園等との連携状況

(か所)

	平成 28 年	平成 27 年	増減
保育所、幼稚園等との連携を図っている	13,809 (58.5%)	13,268 (58.7%)	541

注:( )内は全クラブ数(28年:23,619、27年:22,608)に対する割合である。

## 52 地域、関係機関との連携状況

(か所)

	平成 28 年	平成 27 年	増減
地域組織や関係機関等との情報交換、相互交流を実施している	16,440 (69.6%)	15,448 (68.3%)	992
地域住民と連携した子どもの安全を確保する取組を実施している	12,685 (53.7%)	11,544 (51.1%)	1,141
医療・保健・福祉等機関と連携している	15,642 (66.2%)	14,985 (66.3%)	657

注:( )内は全クラブ数(28年:23,619、27年:22,608)に対する割合である。

## 53 衛生管理・安全対策の状況

(か所)

		平成 28 年	平成 27 年	増減
衛生管理・感染症対応を行っている		21,778 (92.2%)	20,471 (90.5%)	1,307
事故・ケガ防止と対応	安全性についての点検を行っている	22,807 (96.6%)	21,543 (95.3%)	—
	マニュアル作成を作成し、適切な処置を行っている	20,665 (87.5%)		
	損害賠償保険に加入している	21,489 (91.0%)		
	傷害保険に加入している	23,084 (97.7%)		
防災・防犯対策	計画・マニュアル作成を行っている	20,367 (86.2%)	19,912 (88.1%)	—
	定期的な避難訓練を行っている	20,546 (87.0%)		
	緊急時の連絡体制を整備している	22,457 (95.1%)		
来所・帰宅時の安全確保を行っている		19,449 (82.3%)	18,174 (80.4%)	1,275

注:( )内は全クラブ数(28年:23,619、27年:22,608)に対する割合である。

## 54 職場倫理の自覚の状況

(か所)

	平成 28 年	平成 27 年	増減
すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる	22,604 (95.7%)	21,405 (94.7%)	1,199

注:( )内は全クラブ数(28年:23,619、27年:22,608)に対する割合である。

## 55 要望・苦情への対応状況

(か所)

	平成 28 年	平成 27 年	増減
要望・苦情受付窓口を設置し、周知を図っている	21,405 (90.6%)	20,061 (88.7%)	1,344
苦情解決体制を整備し、迅速かつ適切な対応を図っている	20,408 (86.4%)	19,274 (85.3%)	1,134

注:( )内は全クラブ数(28年:23,619、27年:22,608)に対する割合である。

## 56 事業内容の向上を目指す職員集団の形成の状況

(か所)

	平成 28 年	平成 27 年	増減
職員集団を形成している	21,459 (90.9%)	19,816 (87.7%)	1,643

注:( )内は全クラブ数(28年:23,619、27年:22,608)に対する割合である。

## 57 研修受講機会の提供状況

(か所)

	平成 28 年	平成 27 年	増減
資質向上のための研修を実施している	22,940 (97.1%)	22,002 (97.3%)	938
職場内での教育訓練(OJT)を実施している	17,971 (76.1%)	17,213 (76.1%)	758
障害児受入のための研修を実施している	19,979 (84.6%)	19,510 (86.3%)	469

注:( )内は全クラブ数(28年:23,619、27年:22,608)に対する割合である。

(か所)

職員1人あたりの研修受講回数	平成 28 年
1回未満	1,787 (7.6%)
1回以上5回未満	12,676 (53.7%)
5回以上10回未満	5,267 (22.3%)
10回以上	3,889 (16.5%)
計	23,619 (100.0%)

注:( )内は全クラブ数(28年:23,619)に対する割合である。「研修」は、放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修を除く。

(か所)

職員1人あたりの研修受講日数	平成 28 年
1日未満	1,805 (7.6%)
1日以上5日未満	12,220 (51.7%)
5日以上10日未満	5,357 (22.7%)
10日以上	4,237 (17.9%)
計	23,619 (100.0%)

注:( )内は全クラブ数(28年:23,619)に対する割合である。「研修」は、放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修を除く。

## 58 運営内容の定期的な自己評価の実施状況

(か所)

	平成 28 年	平成 27 年	増減
自己評価の実施有り	11,981 (50.7%)	10,851 (48.0%)	1,130
評価を行う際に、子どもや保護者の意見を取り入れている	10,338 (43.8%)	8,703 (38.5%)	1,635

注:( )内は全クラブ数(28年:23,619、27年:22,608)に対する割合である。

## 59 運営内容の第三者評価の実施状況

(か所)

	平成 28 年	平成 27 年	増減
第三者評価の実施有り	6,039 (25.6%)	5,426 (24.0%)	613

注:( )内は全クラブ数(28年:23,619、27年:22,608)に対する割合である。

放課後児童クラブ数及び登録児童数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：か所、人）

No.	都道府県名	クラブ数	登録児童数
1	北海道	629	26,719
2	青森県	246	11,196
3	岩手県	272	11,076
4	宮城県	273	12,935
5	秋田県	187	8,616
6	山形県	296	12,990
7	福島県	336	13,723
8	茨城県	754	33,628
9	栃木県	452	16,934
10	群馬県	315	14,412
11	埼玉県	1,052	46,904
12	千葉県	794	33,198
13	東京都	1,625	89,990
14	神奈川県	413	19,001
15	新潟県	324	13,489
16	富山県	155	6,189
17	石川県	213	8,646
18	福井県	252	9,998
19	山梨県	245	10,536
20	長野県	322	18,395
21	岐阜県	297	13,058
22	静岡県	410	16,760
23	愛知県	736	34,902
24	三重県	360	13,083
25	滋賀県	244	11,659
26	京都府	274	12,594
27	大阪府	629	32,324
28	兵庫県	507	21,886
29	奈良県	198	10,289
30	和歌山県	125	4,786
31	鳥取県	160	6,724
32	島根県	211	7,869
33	岡山県	217	7,478
34	広島県	263	10,037
35	山口県	312	12,096
36	徳島県	158	6,768
37	香川県	144	5,544
38	愛媛県	193	7,570
39	高知県	74	2,899
40	福岡県	470	25,967
41	佐賀県	245	9,796
42	長崎県	192	8,156
43	熊本県	283	11,276
44	大分県	216	8,156
45	宮崎県	180	6,610
46	鹿児島県	324	11,857
47	沖縄県	294	11,603
都道府県合計		16,871	750,322

No.	指定都市名	クラブ数	登録児童数
48	札幌市	250	17,125
49	仙台市	181	9,431
50	さいたま市	220	9,690
51	千葉市	159	8,954
52	横浜市	393	14,487
53	川崎市	127	6,482
54	相模原市	96	5,681
55	新潟市	151	9,093
56	静岡市	107	4,226
57	浜松市	123	5,445
58	名古屋市	217	6,934
59	京都市	181	12,701
60	大阪市	138	4,036
61	堺市	93	8,031
62	神戸市	199	12,322
63	岡山市	159	6,611
64	広島市	238	8,545
65	北九州市	133	10,883
66	福岡市	136	14,638
67	熊本市	131	4,831
指定都市合計		3,432	180,146

No.	中核市名	クラブ数	登録児童数
68	函館市	52	1,967
69	旭川市	72	2,686
70	青森市	49	2,408
71	盛岡市	49	2,303
72	秋田市	36	1,347
73	郡山市	49	2,293
74	いわき市	50	2,433
75	宇都宮市	126	4,870
76	前橋市	61	3,296
77	高崎市	87	3,929
78	川越市	51	2,362
79	越谷市	47	2,699
80	船橋市	82	4,712
81	柏市	55	2,812
82	八王子市	117	5,751
83	横須賀市	61	1,706
84	富山市	98	7,164
85	金沢市	88	4,797
86	長野市	45	4,186
87	岐阜市	47	2,511
88	豊橋市	83	2,922
89	岡崎市	40	2,361
90	豊田市	64	3,232
91	大津市	44	2,965
92	豊中市	72	3,512
93	高槻市	66	3,015
94	枚方市	100	3,872
95	東大阪市	56	3,633
96	姫路市	99	4,280
97	尼崎市	60	2,441
98	西宮市	66	3,142
99	奈良市	51	3,207
100	和歌山市	94	3,004
101	倉敷市	123	4,504
102	福山市	74	4,720
103	呉市	52	2,487
104	下関市	41	2,099
105	高松市	101	3,808
106	松山市	105	4,926
107	高知市	84	3,948
108	久留米市	49	3,793
109	長崎市	90	5,033
110	佐世保市	53	2,359
111	大分市	55	4,089
112	宮崎市	51	3,319
113	鹿児島市	142	5,816
114	那覇市	79	3,898
中核市合計		3,316	162,617
総合計		23,619	1,093,085

（平成28年5月1日 総務課少子化総合対策室調べ）

放課後児童クラブ数（都道府県・指定都市・中核市別 対前年入り）

（単位：か所）

No.	都道府県名	28年度	27年度	増減
1	北海道	629	619	10
2	青森県	246	256	△ 10
3	岩手県	272	267	5
4	宮城県	273	261	12
5	秋田県	187	187	0
6	山形県	296	284	12
7	福島県	336	323	13
8	茨城県	754	776	△ 22
9	栃木県	452	432	20
10	群馬県	315	309	6
11	埼玉県	1,052	978	74
12	千葉県	794	757	37
13	東京都	1,625	1,661	△ 36
14	神奈川県	413	386	27
15	新潟県	324	336	△ 12
16	富山県	155	147	8
17	石川県	213	200	13
18	福井県	252	236	16
19	山梨県	245	237	8
20	長野県	322	318	4
21	岐阜県	297	280	17
22	静岡県	410	388	22
23	愛知県	736	726	10
24	三重県	360	338	22
25	滋賀県	244	234	10
26	京都府	274	242	32
27	大阪府	629	587	42
28	兵庫県	507	516	△ 9
29	奈良県	198	203	△ 5
30	和歌山県	125	116	9
31	鳥取県	160	153	7
32	島根県	211	208	3
33	岡山県	217	214	3
34	広島県	263	244	19
35	山口県	312	295	17
36	徳島県	158	150	8
37	香川県	144	136	8
38	愛媛県	193	184	9
39	高知県	74	73	1
40	福岡県	470	454	16
41	佐賀県	245	228	17
42	長崎県	192	182	10
43	熊本県	283	281	2
44	大分県	216	204	12
45	宮崎県	180	167	13
46	鹿児島県	324	305	19
47	沖縄県	294	265	29
都道府県合計		16,871	16,343	528

No.	指定都市名	28年度	27年度	増減
48	札幌市	250	247	3
49	仙台市	181	157	24
50	さいたま市	220	205	15
51	千葉市	159	150	9
52	横浜市	393	339	54
53	川崎市	127	124	3
54	相模原市	96	94	2
55	新潟市	151	138	13
56	静岡市	107	95	12
57	浜松市	123	120	3
58	名古屋市	217	209	8
59	京都市	181	173	8
60	大阪市	138	143	△ 5
61	堺市	93	92	1
62	神戸市	199	198	1
63	岡山市	159	144	15
64	広島市	238	196	42
65	北九州市	133	133	0
66	福岡市	136	140	△ 4
67	熊本市	131	128	3
指定都市合計		3,432	3,225	207

No.	中核市名	28年度	27年度	増減
68	函館市	52	49	3
69	旭川市	72	63	9
70	青森市	49	45	4
71	盛岡市	49	46	3
72	秋田市	36	34	2
73	郡山市	49	41	8
74	いわき市	50	46	4
75	宇都宮市	126	66	60
76	前橋市	61	57	4
77	高崎市	87	81	6
78	川越市	51	42	9
79	越谷市	47	45	2
80	船橋市	82	79	3
81	柏市	55	55	0
82	八王子市	117	116	1
83	横須賀市	61	58	3
84	富山市	98	90	8
85	金沢市	88	84	4
86	長野市	45	44	1
87	岐阜市	47	47	0
88	豊橋市	83	74	9
89	岡崎市	40	43	△ 3
90	豊田市	64	85	△ 21
91	大津市	44	64	△ 20
92	豊中市	72	68	4
93	高槻市	66	64	2
94	枚方市	100	96	4
95	東大阪市	56	55	1
96	姫路市	99	69	30
97	尼崎市	60	51	9
98	西宮市	66	61	5
99	奈良市	51	73	△ 22
100	和歌山市	94	76	18
101	倉敷市	123	67	56
102	福山市	74	74	0
103	呉市	52	50	2
104	下関市	41	41	0
105	高松市	101	94	7
106	松山市	105	88	17
107	高知市	84	78	6
108	久留米市	49	47	2
109	長崎市	90	90	0
110	佐世保市	53	50	3
111	大分市	55	55	0
112	宮崎市	51	51	0
113	鹿児島市	142	116	26
114	那覇市	79	72	7
中核市合計		3,316	3,040	276
総合計		23,619	22,608	1,011

※平成28年度から「呉市と佐世保市」が中核市となったため、平成27年度公表データ「広島県と長崎県」から呉市のクラブ数（50クラブ）と佐世保市のクラブ数（50クラブ）を減算している。

（平成28年5月1日 総務課少子化総合対策室調べ）

放課後児童クラブ登録児童数（都道府県・指定都市・中核市別 対前年入り）

（単位：人）

No.	都道府県名	28年度	27年度	増減
1	北海道	26,719	25,185	1,534
2	青森県	11,196	10,448	748
3	岩手県	11,076	10,516	560
4	宮城県	12,935	11,877	1,058
5	秋田県	8,616	8,232	384
6	山形県	12,990	12,256	734
7	福島県	13,723	12,750	973
8	茨城県	33,628	31,494	2,134
9	栃木県	16,934	15,971	963
10	群馬県	14,412	13,386	1,026
11	埼玉県	46,904	43,373	3,531
12	千葉県	33,198	31,083	2,115
13	東京都	89,990	92,604	△ 2,614
14	神奈川県	19,001	17,788	1,213
15	新潟県	13,489	12,649	840
16	富山県	6,189	5,768	421
17	石川県	8,646	8,108	538
18	福井県	9,998	8,694	1,304
19	山梨県	10,536	9,588	948
20	長野県	18,395	17,518	877
21	岐阜県	13,058	12,207	851
22	静岡県	16,760	15,732	1,028
23	愛知県	34,902	32,263	2,639
24	三重県	13,083	12,031	1,052
25	滋賀県	11,659	10,695	964
26	京都府	12,594	11,792	802
27	大阪府	32,324	29,808	2,516
28	兵庫県	21,886	20,434	1,452
29	奈良県	10,289	9,434	855
30	和歌山県	4,786	4,224	562
31	鳥取県	6,724	6,248	476
32	島根県	7,869	7,212	657
33	岡山県	7,478	7,136	342
34	広島県	10,037	9,558	479
35	山口県	12,096	10,768	1,328
36	徳島県	6,768	6,388	380
37	香川県	5,544	5,804	△ 260
38	愛媛県	7,570	6,876	694
39	高知県	2,899	2,870	29
40	福岡県	25,967	24,383	1,584
41	佐賀県	9,796	9,243	553
42	長崎県	8,156	7,714	442
43	熊本県	11,276	10,895	381
44	大分県	8,156	7,809	347
45	宮崎県	6,610	5,673	937
46	鹿児島県	11,857	10,875	982
47	沖縄県	11,603	10,329	1,274
都道府県合計		750,322	707,689	42,633

※平成28年度から「呉市と佐世保市」が中核市となったため、平成27年度公表データ「広島県と長崎県」から呉市の児童数（2,267人）と佐世保市の児童数（2,191人）を減算している。

No.	指定都市名	28年度	27年度	増減
48	札幌市	17,125	15,580	1,545
49	仙台市	9,431	8,916	515
50	さいたま市	9,690	8,883	807
51	千葉市	8,954	8,285	669
52	横浜市	14,487	13,752	735
53	川崎市	6,482	5,283	1,199
54	相模原市	5,681	5,242	439
55	新潟市	9,093	8,298	795
56	静岡市	4,226	3,839	387
57	浜松市	5,445	5,133	312
58	名古屋市	6,934	6,364	570
59	京都市	12,701	11,628	1,073
60	大阪市	4,036	3,979	57
61	堺市	8,031	7,612	419
62	神戸市	12,322	11,121	1,201
63	岡山市	6,611	5,822	789
64	広島市	8,545	7,408	1,137
65	北九州市	10,883	10,340	543
66	福岡市	14,638	13,782	856
67	熊本市	4,831	4,607	224
指定都市合計		180,146	165,874	14,272

No.	中核市名	28年度	27年度	増減
68	函館市	1,967	1,782	185
69	旭川市	2,686	2,550	136
70	青森市	2,408	2,104	304
71	盛岡市	2,303	2,197	106
72	秋田市	1,347	1,257	90
73	郡山市	2,293	2,045	248
74	いわき市	2,433	2,291	142
75	宇都宮市	4,870	4,299	571
76	前橋市	3,296	2,874	422
77	高崎市	3,929	3,659	270
78	川越市	2,362	2,168	194
79	越谷市	2,699	2,556	143
80	船橋市	4,712	4,664	48
81	柏市	2,812	2,609	203
82	八王子市	5,751	5,612	139
83	横須賀市	1,706	1,625	81
84	富山市	7,164	6,986	178
85	金沢市	4,797	4,489	308
86	長野市	4,186	3,970	216
87	岐阜市	2,511	2,300	211
88	豊橋市	2,922	2,698	224
89	岡崎市	2,361	2,213	148
90	豊田市	3,232	3,031	201
91	大津市	2,965	2,675	290
92	豊中市	3,512	3,243	269
93	高槻市	3,015	2,968	47
94	枚方市	3,872	3,588	284
95	東大阪市	3,633	3,323	310
96	姫路市	4,280	3,926	354
97	尼崎市	2,441	2,231	210
98	西宮市	3,142	3,033	109
99	奈良市	3,207	3,006	201
100	和歌山市	3,004	2,685	319
101	倉敷市	4,504	4,283	221
102	福山市	4,720	4,508	212
103	呉市	2,487	2,267	220
104	下関市	2,099	2,030	69
105	高松市	3,808	3,478	330
106	松山市	4,926	4,248	678
107	高知市	3,948	3,740	208
108	久留米市	3,793	3,561	232
109	長崎市	5,033	4,810	223
110	佐世保市	2,359	2,191	168
111	大分市	4,089	3,687	402
112	宮崎市	3,319	3,139	180
113	鹿児島市	5,816	5,116	700
114	那覇市	3,898	3,357	541
中核市合計		162,617	151,072	11,545
総合計		1,093,085	1,024,635	68,450

（平成28年5月1日 総務課少子化総合対策室調べ）

利用できなかった児童数（待機児童数）（都道府県・指定都市・中核市別 対前年入り）

（単位：人）

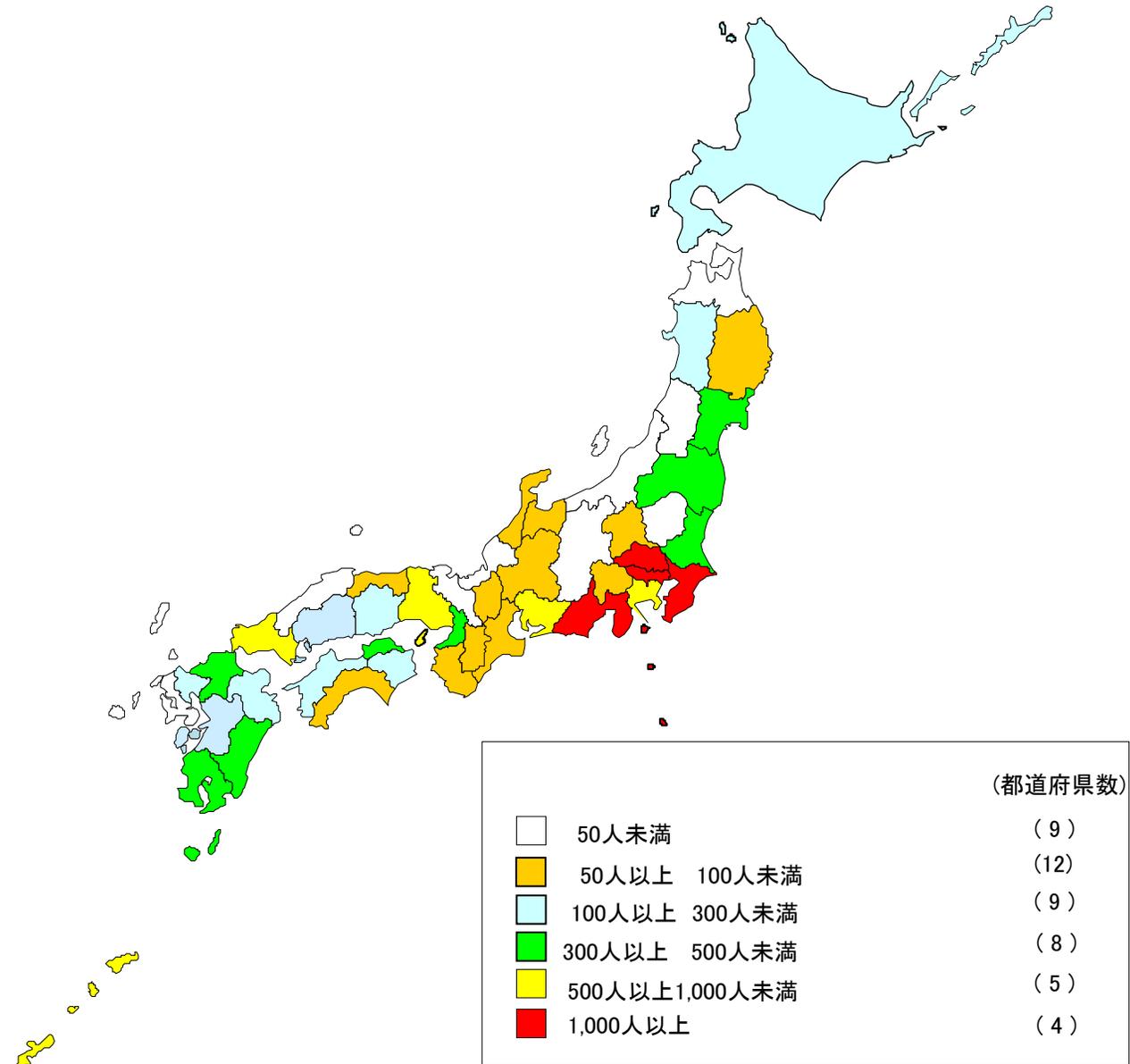
No.	都道府県名	28年度	27年度	増減
1	北海道	142	222	△ 80
2	青森県	11	6	5
3	岩手県	25	50	△ 25
4	宮城県	327	323	4
5	秋田県	94	62	32
6	山形県	19	16	3
7	福島県	373	178	195
8	茨城県	478	342	136
9	栃木県	30	69	△ 39
10	群馬県	26	34	△ 8
11	埼玉県	985	903	82
12	千葉県	607	529	78
13	東京都	3,041	2,814	227
14	神奈川県	388	454	△ 66
15	新潟県	0	1	△ 1
16	富山県	2	6	△ 4
17	石川県	0	0	0
18	福井県	0	78	△ 78
19	山梨県	63	78	△ 15
20	長野県	32	21	11
21	岐阜県	92	215	△ 123
22	静岡県	381	311	70
23	愛知県	638	582	56
24	三重県	56	86	△ 30
25	滋賀県	63	156	△ 93
26	京都府	40	108	△ 68
27	大阪府	284	401	△ 117
28	兵庫県	303	322	△ 19
29	奈良県	80	108	△ 28
30	和歌山県	54	41	13
31	鳥取県	80	88	△ 8
32	島根県	46	98	△ 52
33	岡山県	118	114	4
34	広島県	105	2	103
35	山口県	415	255	160
36	徳島県	105	9	96
37	香川県	55	25	30
38	愛媛県	102	64	38
39	高知県	25	33	△ 8
40	福岡県	442	241	201
41	佐賀県	183	138	45
42	長崎県	7	17	△ 10
43	熊本県	242	209	33
44	大分県	104	33	71
45	宮崎県	116	126	△ 10
46	鹿児島県	174	151	23
47	沖縄県	624	371	253
都道府県合計		11,577	10,490	1,087

No.	指定都市名	28年度	27年度	増減
48	札幌市	0	0	0
49	仙台市	19	60	△ 41
50	さいたま市	594	698	△ 104
51	千葉市	383	294	89
52	横浜市	0	0	0
53	川崎市	0	9	△ 9
54	相模原市	236	279	△ 43
55	新潟市	0	0	0
56	静岡市	330	350	△ 20
57	浜松市	377	311	66
58	名古屋市	0	0	0
59	京都市	0	0	0
60	大阪市	0	0	0
61	堺市	143	162	△ 19
62	神戸市	0	0	0
63	岡山市	32	22	10
64	広島市	112	260	△ 148
65	北九州市	0	0	0
66	福岡市	0	0	0
67	熊本市	0	0	0
指定都市合計		2,226	2,445	△ 219

No.	中核市名	28年度	27年度	増減
68	函館市	3	0	3
69	旭川市	132	288	△ 156
70	青森市	0	0	0
71	盛岡市	31	47	△ 16
72	秋田市	17	19	△ 2
73	郡山市	0	17	△ 17
74	いわき市	11	21	△ 10
75	宇都宮市	0	0	0
76	前橋市	56	46	10
77	高崎市	0	0	0
78	川越市	0	0	0
79	越谷市	267	226	41
80	船橋市	329	455	△ 126
81	柏市	61	24	37
82	八王子市	376	326	50
83	横須賀市	29	20	9
84	富山市	51	102	△ 51
85	金沢市	53	0	53
86	長野市	0	11	△ 11
87	岐阜市	1	11	△ 10
88	豊橋市	3	21	△ 18
89	岡崎市	170	183	△ 13
90	豊田市	0	0	0
91	大津市	0	0	0
92	豊中市	0	0	0
93	高槻市	14	15	△ 1
94	枚方市	14	18	△ 4
95	東大阪市	14	35	△ 21
96	姫路市	62	91	△ 29
97	尼崎市	344	377	△ 33
98	西宮市	26	15	11
99	奈良市	0	0	0
100	和歌山市	37	58	△ 21
101	倉敷市	72	58	14
102	福山市	0	0	0
103	呉市	0	0	0
104	下関市	90	0	90
105	高松市	280	183	97
106	松山市	26	0	26
107	高知市	72	97	△ 25
108	久留米市	0	0	0
109	長崎市	0	0	0
110	佐世保市	11	395	△ 384
111	大分市	85	26	59
112	宮崎市	328	326	2
113	鹿児島市	298	414	△ 116
114	那覇市	37	81	△ 44
中核市合計		3,400	4,006	△ 606
総合計		17,203	16,941	262

※平成28年度から「呉市と佐世保市」が中核市となったため、平成27年度公表データ「広島県と長崎県」から呉市の児童数（0人）と佐世保市の児童数（395人）を減算している。

平成28年5月1日 利用できなかった児童（待機児童）マップ（都道府県別）



注:各道府県には政令指定都市・中核市を含む。

都道府県	利用できなかった児童数 人
北海道	277
青森県	11
岩手県	56
宮城県	346
秋田県	111
山形県	19
福島県	384
茨城県	478
栃木県	30
群馬県	82
埼玉県	1,846
千葉県	1,380
東京都	3,417
神奈川県	653
新潟県	0
富山県	53
石川県	53
福井県	0
山梨県	63
長野県	32
岐阜県	93
静岡県	1,088
愛知県	811
三重県	56
滋賀県	63
京都府	40
大阪府	469
兵庫県	735
奈良県	80
和歌山県	91
鳥取県	80
島根県	46
岡山県	222
広島県	217
山口県	505
徳島県	105
香川県	335
愛媛県	128
高知県	97
福岡県	442
佐賀県	183
長崎県	18
熊本県	242
大分県	189
宮崎県	444
鹿児島県	472
沖縄県	661
計	17,203

利用できなかった児童（待機児童数）がいる市町村数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：か所）

No.	都道府県名	28年度	27年度	増減
1	北海道	18	—	—
2	青森県	2	—	—
3	岩手県	5	—	—
4	宮城県	12	—	—
5	秋田県	4	—	—
6	山形県	4	—	—
7	福島県	8	—	—
8	茨城県	12	—	—
9	栃木県	5	—	—
10	群馬県	3	—	—
11	埼玉県	22	—	—
12	千葉県	19	—	—
13	東京都	36	—	—
14	神奈川県	14	—	—
15	新潟県	0	—	—
16	富山県	1	—	—
17	石川県	0	—	—
18	福井県	0	—	—
19	山梨県	7	—	—
20	長野県	2	—	—
21	岐阜県	10	—	—
22	静岡県	16	—	—
23	愛知県	20	—	—
24	三重県	7	—	—
25	滋賀県	4	—	—
26	京都府	2	—	—
27	大阪府	9	—	—
28	兵庫県	13	—	—
29	奈良県	6	—	—
30	和歌山県	4	—	—
31	鳥取県	5	—	—
32	島根県	3	—	—
33	岡山県	7	—	—
34	広島県	4	—	—
35	山口県	7	—	—
36	徳島県	6	—	—
37	香川県	3	—	—
38	愛媛県	5	—	—
39	高知県	4	—	—
40	福岡県	22	—	—
41	佐賀県	7	—	—
42	長崎県	1	—	—
43	熊本県	9	—	—
44	大分県	3	—	—
45	宮崎県	6	—	—
46	鹿児島県	7	—	—
47	沖縄県	15	—	—
都道府県合計		379	—	—

No.	指定都市名	28年度	27年度	増減
48	札幌市	0	—	—
49	仙台市	1	—	—
50	さいたま市	1	—	—
51	千葉市	1	—	—
52	横浜市	0	—	—
53	川崎市	0	—	—
54	相模原市	1	—	—
55	新潟市	0	—	—
56	静岡市	1	—	—
57	浜松市	1	—	—
58	名古屋市	0	—	—
59	京都市	0	—	—
60	大阪市	0	—	—
61	堺市	1	—	—
62	神戸市	0	—	—
63	岡山市	1	—	—
64	広島市	1	—	—
65	北九州市	0	—	—
66	福岡市	0	—	—
67	熊本市	0	—	—
指定都市合計		9	—	—

No.	中核市名	28年度	27年度	増減
68	函館市	1	—	—
69	旭川市	1	—	—
70	青森市	0	—	—
71	盛岡市	1	—	—
72	秋田市	1	—	—
73	郡山市	0	—	—
74	いわき市	1	—	—
75	宇都宮市	0	—	—
76	前橋市	1	—	—
77	高崎市	0	—	—
78	川越市	0	—	—
79	越谷市	1	—	—
80	船橋市	1	—	—
81	柏市	1	—	—
82	八王子市	1	—	—
83	横須賀市	1	—	—
84	富山市	1	—	—
85	金沢市	1	—	—
86	長野市	0	—	—
87	岐阜市	1	—	—
88	豊橋市	1	—	—
89	岡崎市	1	—	—
90	豊田市	0	—	—
91	大津市	0	—	—
92	豊中市	0	—	—
93	高槻市	1	—	—
94	枚方市	1	—	—
95	東大阪市	1	—	—
96	姫路市	1	—	—
97	尼崎市	1	—	—
98	西宮市	1	—	—
99	奈良市	0	—	—
100	和歌山市	1	—	—
101	倉敷市	1	—	—
102	福山市	0	—	—
103	呉市	0	—	—
104	下関市	1	—	—
105	高松市	1	—	—
106	松山市	1	—	—
107	高知市	1	—	—
108	久留米市	0	—	—
109	長崎市	0	—	—
110	佐世保市	1	—	—
111	大分市	1	—	—
112	宮崎市	1	—	—
113	鹿児島市	1	—	—
114	那覇市	1	—	—
中核市合計		33	—	—
総合計		421	—	—

※市町村単位での集計は平成28年度から実施。  
（平成27年度はクラブ単位での集計のため、比較不能）

（平成28年5月1日 総務課少子化総合対策室調べ）

放課後児童支援員等数（都道府県・指定都市・中核市別うち常勤職員数・率入り）

（単位：人）

No.	都道府県名	放課後児童支援員等数		常勤職員 の割合
			うち常勤職員数	
1	北海道	2,458	602	24.5%
2	青森県	935	472	50.5%
3	岩手県	1,231	547	44.4%
4	宮城県	1,292	167	12.9%
5	秋田県	842	214	25.4%
6	山形県	1,364	698	51.2%
7	福島県	1,362	438	32.2%
8	茨城県	3,799	736	19.4%
9	栃木県	2,191	989	45.1%
10	群馬県	1,620	586	36.2%
11	埼玉県	4,940	1,372	27.8%
12	千葉県	4,037	1,002	24.8%
13	東京都	10,612	3,507	33.0%
14	神奈川県	2,398	317	13.2%
15	新潟県	1,429	316	22.1%
16	富山県	957	164	17.1%
17	石川県	833	279	33.5%
18	福井県	1,127	630	55.9%
19	山梨県	748	382	51.1%
20	長野県	1,524	420	27.6%
21	岐阜県	1,529	209	13.7%
22	静岡県	1,902	573	30.1%
23	愛知県	4,033	437	10.8%
24	三重県	2,217	551	24.9%
25	滋賀県	1,508	574	38.1%
26	京都府	1,276	219	17.2%
27	大阪府	2,751	182	6.6%
28	兵庫県	2,307	288	12.5%
29	奈良県	1,016	174	17.1%
30	和歌山県	677	252	37.2%
31	鳥取県	796	198	24.9%
32	島根県	1,373	435	31.7%
33	岡山県	1,261	452	35.8%
34	広島県	1,009	195	19.3%
35	山口県	1,390	129	9.3%
36	徳島県	771	380	49.3%
37	香川県	563	131	23.3%
38	愛媛県	884	76	8.6%
39	高知県	418	177	42.3%
40	福岡県	2,538	838	33.0%
41	佐賀県	920	146	15.9%
42	長崎県	978	314	32.1%
43	熊本県	1,273	488	38.3%
44	大分県	1,166	400	34.3%
45	宮崎県	687	203	29.5%
46	鹿児島県	1,307	475	36.3%
47	沖縄県	1,377	734	53.3%
都道府県合計		83,626	23,068	27.6%

No.	指定都市名	放課後児童支援員等数		常勤職員 の割合
			うち常勤職員数	
48	札幌市	1,075	559	52.0%
49	仙台市	1,055	512	48.5%
50	さいたま市	1,246	475	38.1%
51	千葉市	842	445	52.9%
52	横浜市	2,946	876	29.7%
53	川崎市	1,503	242	16.1%
54	相模原市	1,146	81	7.1%
55	新潟市	999	560	56.1%
56	静岡市	413	19	4.6%
57	浜松市	795	72	9.1%
58	名古屋市	1,515	410	27.1%
59	京都市	732	387	52.9%
60	大阪市	951	251	26.4%
61	堺市	1,225	76	6.2%
62	神戸市	1,385	114	8.2%
63	岡山市	822	81	9.9%
64	広島市	1,624	31	1.9%
65	北九州市	1,487	213	14.3%
66	福岡市	622	0	0.0%
67	熊本市	597	37	6.2%
指定都市合計		22,980	5,441	23.7%

No.	中核市名	放課後児童支援員等数		常勤職員 の割合
			うち常勤職員数	
68	函館市	271	136	50.2%
69	旭川市	189	7	3.7%
70	青森市	179	179	100.0%
71	盛岡市	235	85	36.2%
72	秋田市	194	127	65.5%
73	郡山市	156	1	0.6%
74	いわき市	241	123	51.0%
75	宇都宮市	276	223	80.8%
76	前橋市	447	136	30.4%
77	高崎市	421	196	46.6%
78	川越市	161	145	90.1%
79	越谷市	207	175	84.5%
80	船橋市	397	0	0.0%
81	柏市	291	87	29.9%
82	八王子	419	178	42.5%
83	横須賀市	367	87	23.7%
84	富山市	634	117	18.5%
85	金沢市	443	178	40.2%
86	長野市	253	0	0.0%
87	岐阜市	231	0	0.0%
88	豊橋市	364	40	11.0%
89	岡崎市	267	18	6.7%
90	豊田市	254	39	15.4%
91	大津市	306	7	2.3%
92	豊中市	234	73	31.2%
93	高槻市	280	3	1.1%
94	枚方市	207	156	75.4%
95	東大阪市	499	56	11.2%
96	姫路市	414	0	0.0%
97	尼崎市	217	15	6.9%
98	西宮市	278	154	55.4%
99	奈良市	415	18	4.3%
100	和歌山市	410	11	2.7%
101	倉敷市	629	229	36.4%
102	福山市	250	0	0.0%
103	呉市	179	64	35.8%
104	下関市	157	1	0.6%
105	高松市	320	26	8.1%
106	松山市	633	10	1.6%
107	高知市	277	4	1.4%
108	久留米市	250	113	45.2%
109	長崎市	625	193	30.9%
110	佐世保市	265	125	47.2%
111	大分市	406	133	32.8%
112	宮崎市	264	42	15.9%
113	鹿児島市	761	56	7.4%
114	那覇市	440	204	46.4%
中核市合計		15,613	3,970	25.4%
総合計		122,219	32,479	26.6%

（平成28年5月1日 総務課少子化総合対策室調べ）

学校の余裕教室及び学校敷地内専用施設で実施するクラブ数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：か所）

No.	都道府県名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	全クラブに対する割合
1	北海道	169	40	209	33.2%
2	青森県	67	17	84	34.1%
3	岩手県	46	56	102	37.5%
4	宮城県	73	46	119	43.6%
5	秋田県	68	11	79	42.2%
6	山形県	72	25	97	32.8%
7	福島県	91	36	127	37.8%
8	茨城県	321	185	506	67.1%
9	栃木県	88	74	162	35.8%
10	群馬県	44	57	101	32.1%
11	埼玉県	314	348	662	62.9%
12	千葉県	345	235	580	73.0%
13	東京都	489	365	854	52.6%
14	神奈川県	145	46	191	46.2%
15	新潟県	110	47	157	48.5%
16	富山県	45	36	81	52.3%
17	石川県	44	32	76	35.7%
18	福井県	69	12	81	32.1%
19	山梨県	29	36	65	26.5%
20	長野県	73	53	126	39.1%
21	岐阜県	147	73	220	74.1%
22	静岡県	142	115	257	62.7%
23	愛知県	206	150	356	48.4%
24	三重県	34	85	119	33.1%
25	滋賀県	59	71	130	53.3%
26	京都府	85	107	192	70.1%
27	大阪府	379	211	590	93.8%
28	兵庫県	221	142	363	71.6%
29	奈良県	60	66	126	63.6%
30	和歌山県	47	24	71	56.8%
31	鳥取県	51	30	81	50.6%
32	島根県	51	43	94	44.5%
33	岡山県	68	47	115	53.0%
34	広島県	70	81	151	57.4%
35	山口県	108	97	205	65.7%
36	徳島県	29	35	64	40.5%
37	香川県	43	40	83	57.6%
38	愛媛県	72	50	122	63.2%
39	高知県	25	26	51	68.9%
40	福岡県	126	224	350	74.5%
41	佐賀県	111	85	196	80.0%
42	長崎県	7	22	29	15.1%
43	熊本県	30	77	107	37.8%
44	大分県	51	50	101	46.8%
45	宮崎県	50	7	57	31.7%
46	鹿児島県	28	22	50	15.4%
47	沖縄県	5	14	19	6.5%
都道府県合計		5,007	3,751	8,758	51.9%

No.	指定都市名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	全クラブに対する割合
48	札幌市	97	0	97	38.8%
49	仙台市	24	1	25	13.8%
50	さいたま市	30	31	61	27.7%
51	千葉市	64	51	115	72.3%
52	横浜市	150	6	156	39.7%
53	川崎市	44	69	113	89.0%
54	相模原市	17	22	39	40.6%
55	新潟市	30	52	82	54.3%
56	静岡市	53	30	83	77.6%
57	浜松市	36	71	107	87.0%
58	名古屋市	36	3	39	18.0%
59	京都市	24	7	31	17.1%
60	大阪市	37	0	37	26.8%
61	堺市	70	20	90	96.8%
62	神戸市	38	4	42	21.1%
63	岡山市	38	94	132	83.0%
64	広島市	44	55	99	41.6%
65	北九州市	14	73	87	65.4%
66	福岡市	24	108	132	97.1%
67	熊本市	19	87	106	80.9%
指定都市合計		889	784	1,673	48.7%

No.	中核市名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	全クラブに対する割合
68	函館市	14	1	15	28.8%
69	旭川市	26	18	44	61.1%
70	青森市	32	2	34	69.4%
71	盛岡市	5	2	7	14.3%
72	秋田市	0	0	0	0.0%
73	郡山市	26	17	43	87.8%
74	いわき市	13	17	30	60.0%
75	宇都宮市	49	62	111	88.1%
76	前橋市	6	20	26	42.6%
77	高崎市	8	59	67	77.0%
78	川越市	32	18	50	98.0%
79	越谷市	10	32	42	89.4%
80	船橋市	35	40	75	91.5%
81	柏市	11	41	52	94.5%
82	八王子	33	38	71	60.7%
83	横須賀市	18	0	18	29.5%
84	富山市	25	25	50	51.0%
85	金沢市	11	4	15	17.0%
86	長野市	1	0	1	2.2%
87	岐阜市	43	0	43	91.5%
88	豊橋市	15	15	30	36.1%
89	岡崎市	2	2	4	10.0%
90	豊田市	28	35	63	98.4%
91	大津市	8	13	21	47.7%
92	豊中市	63	9	72	100.0%
93	高槻市	27	34	61	92.4%
94	枚方市	21	72	93	93.0%
95	東大阪市	31	20	51	91.1%
96	姫路市	6	64	70	70.7%
97	尼崎市	10	39	49	81.7%
98	西宮市	5	57	62	93.9%
99	奈良市	11	34	45	88.2%
100	和歌山市	67	12	79	84.0%
101	倉敷市	39	67	106	86.2%
102	福山市	45	19	64	86.5%
103	呉市	31	14	45	86.5%
104	下関市	28	7	35	85.4%
105	高松市	31	53	84	83.2%
106	松山市	24	64	88	83.8%
107	高知市	39	40	79	94.0%
108	久留米市	4	42	46	93.9%
109	長崎市	20	18	38	42.2%
110	佐世保市	1	10	11	20.8%
111	大分市	13	33	46	83.6%
112	宮崎市	18	22	40	78.4%
113	鹿児島市	26	28	54	38.0%
114	那覇市	11	7	18	22.8%
中核市合計		1,022	1,226	2,248	67.8%
総合計		6,918	5,761	12,679	53.7%

（平成28年5月1日 総務課少子化総合対策室調べ）

同一小学校内（学校の余裕教室及び学校敷地内専用施設）で放課後子供教室の活動プログラムに参加しているクラブ数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：か所）

No.	都道府県名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	学校内実施クラブに対する割合
1	北海道	20	6	26	12.4%
2	青森県	6	4	10	11.9%
3	岩手県	4	3	7	6.9%
4	宮城県	6	7	13	10.9%
5	秋田県	9	1	10	12.7%
6	山形県	9	2	11	11.3%
7	福島県	10	3	13	10.2%
8	茨城県	126	96	222	43.9%
9	栃木県	16	4	20	12.3%
10	群馬県	6	4	10	9.9%
11	埼玉県	98	152	250	37.8%
12	千葉県	37	35	72	12.4%
13	東京都	408	275	683	80.0%
14	神奈川県	30	20	50	26.2%
15	新潟県	6	5	11	7.0%
16	富山県	9	14	23	28.4%
17	石川県	2	4	6	7.9%
18	福井県	7	1	8	9.9%
19	山梨県	6	8	14	21.5%
20	長野県	14	13	27	21.4%
21	岐阜県	18	10	28	12.7%
22	静岡県	19	18	37	14.4%
23	愛知県	50	35	85	23.9%
24	三重県	3	12	15	12.6%
25	滋賀県	0	0	0	0.0%
26	京都府	13	36	49	25.5%
27	大阪府	251	102	353	59.8%
28	兵庫県	90	61	151	41.6%
29	奈良県	11	11	22	17.5%
30	和歌山県	1	0	1	1.4%
31	鳥取県	0	0	0	0.0%
32	島根県	17	15	32	34.0%
33	岡山県	8	2	10	8.7%
34	広島県	4	14	18	11.9%
35	山口県	36	14	50	24.4%
36	徳島県	9	5	14	21.9%
37	香川県	0	3	3	3.6%
38	愛媛県	7	9	16	13.1%
39	高知県	2	4	6	11.8%
40	福岡県	17	14	31	8.9%
41	佐賀県	18	25	43	21.9%
42	長崎県	0	0	0	0.0%
43	熊本県	1	3	4	3.7%
44	大分県	9	16	25	24.8%
45	宮崎県	1	0	1	1.8%
46	鹿児島県	1	0	1	2.0%
47	沖縄県	1	5	6	31.6%
都道府県合計	1,416	1,071	2,487	28.4%	

No.	指定都市名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	学校内実施クラブに対する割合
48	札幌市	97	0	97	100.0%
49	仙台市	0	0	0	0.0%
50	さいたま市	22	26	48	78.7%
51	千葉市	22	24	46	40.0%
52	横浜市	150	6	156	100.0%
53	川崎市	44	69	113	100.0%
54	相模原市	3	1	4	10.3%
55	新潟市	6	1	7	8.5%
56	静岡市	6	2	8	9.6%
57	浜松市	0	0	0	0.0%
58	名古屋市	0	0	0	0.0%
59	京都市	0	0	0	0.0%
60	大阪市	0	0	0	0.0%
61	堺市	0	0	0	0.0%
62	神戸市	0	0	0	0.0%
63	岡山市	9	21	30	22.7%
64	広島市	0	0	0	0.0%
65	北九州市	0	0	0	0.0%
66	福岡市	0	0	0	0.0%
67	熊本市	19	87	106	100.0%
指定都市合計	378	237	615	36.8%	

No.	中核市名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	学校内実施クラブに対する割合
68	函館市	0	0	0	0.0%
69	旭川市	0	0	0	0.0%
70	青森市	32	2	34	100.0%
71	盛岡市	0	0	0	0.0%
72	秋田市	0	0	0	0.0%
73	郡山市	0	0	0	0.0%
74	いわき市	0	0	0	0.0%
75	宇都宮市	0	0	0	0.0%
76	前橋市	5	18	23	88.5%
77	高崎市	0	0	0	0.0%
78	川越市	0	0	0	0.0%
79	越谷市	0	0	0	0.0%
80	船橋市	18	21	39	52.0%
81	柏市	7	39	46	88.5%
82	八王子	29	36	65	91.5%
83	横須賀市	0	0	0	0.0%
84	富山市	2	0	2	4.0%
85	金沢市	1	0	1	6.7%
86	長野市	1	0	1	100.0%
87	岐阜市	16	0	16	37.2%
88	豊橋市	0	0	0	0.0%
89	岡崎市	1	0	1	25.0%
90	豊田市	2	0	2	3.2%
91	大津市	0	0	0	0.0%
92	豊中市	63	9	72	100.0%
93	高槻市	18	22	40	65.6%
94	枚方市	21	70	91	97.8%
95	東大阪市	0	0	0	0.0%
96	姫路市	0	0	0	0.0%
97	尼崎市	10	39	49	100.0%
98	西宮市	0	0	0	0.0%
99	奈良市	10	34	44	97.8%
100	和歌山市	0	0	0	0.0%
101	倉敷市	35	63	98	92.5%
102	福山市	7	2	9	14.1%
103	呉市	0	2	2	4.4%
104	下関市	10	0	10	28.6%
105	高松市	5	4	9	10.7%
106	松山市	6	15	21	23.9%
107	高知市	0	0	0	0.0%
108	久留米市	0	0	0	0.0%
109	長崎市	1	0	1	2.6%
110	佐世保市	0	1	1	9.1%
111	大分市	0	0	0	0.0%
112	宮崎市	0	0	0	0.0%
113	鹿児島市	3	5	8	14.8%
114	那覇市	6	6	12	66.7%
中核市合計	309	388	697	31.0%	
総合計	2,103	1,696	3,799	30.0%	

（平成28年5月1日 総務課少子化総合対策室調べ）

1 調査の目的

この調査は、全国の放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況を把握し、児童の健全育成の推進のための基礎資料を得ることを目的として、毎年実施している。

2 調査の対象

全国の市町村(1,741市町村)

3 調査の期日

平成28年5月1日現在

4 主な調査事項

児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施か所数、登録児童数、実施場所別クラブ数、実施規模別クラブ数、年間開所日数別クラブ数、利用できなかった児童数(待機児童数)等

5 調査の方法

厚生労働省があらかじめ定めた調査票により各市町村が記入

6 調査の集計

集計は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局において行った。

(参考) 放課後児童健全育成事業

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで放課後に適切な遊び、生活の場を与えてその健全育成を図る事業

(平成9年の児童福祉法改正により法定化<児童福祉法第6条の3第2項>)

- 平成27年4月に施行された子ども・子育て支援新制度においては、放課後児童クラブも、子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業（13事業）の1つに位置づけられており、事業主からの拠出金財源や消費税財源を活用して、質・量ともに充実を図っていくこととしている。
- 子ども・子育て支援新制度における放課後児童クラブに関する主な改正事項は以下のとおりである。

### 放課後児童クラブの主な法改正事項

	新制度施行前	新制度施行後(平成27年4月～)
対象児童 (児童福祉法 第6条の3第2項)	おおむね10歳未満の留守家庭の小学生	留守家庭の小学生 <small>※保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することを地方自治体をはじめ関係者に周知する。(衆/参・附帯決議)</small>
設備及び運営 の基準 (法第34条の8の2)	特段の定めなし	国が省令で基準を定め、市町村で条例を制定 [従事する者及び員数...従うべき基準] [施設、開所日数、時間など...参酌すべき基準]
市町村の関与 (法第34条の8第2項)	開始後1ヶ月以内に事後の届け出など [届け出先:都道府県]	事業開始前の事前の届け出など [届け出先:市町村]
市町村の情報収集 (法第21条の11)	子育て支援事業に関し、必要な情報の提供	子育て支援事業に関し、必要な情報の収集及び提供
事業の実施の促進 (法第56条の7第2項)	特段の定めなし	市町村の公有財産(学校の余裕教室など) の貸付け等による事業の促進
計画等 (子ども・子育て支援法 第61条)	・「市町村行動計画」の策定。 ・総合的かつ効果的に次世代育成支援 対策を推進する努力義務	・「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定 ・区域ごとの事業量の見込みや提供体制の確保について法律上に規定 ・総合的かつ計画的に事業を実施する責務 <small>※地域子ども・子育て支援事業については、住民のニーズを市町村の事業計画に的確に反映させるとともに、市町村の事業計画に掲げられた各年度の取組に応じて、住民にとって必要な量の確保と質の改善を図るための財政支援を行う仕組みとすること。(参・附帯決議)</small>
費用負担割合	 <p>※総事業費の1/2程度を保護者負担と整理のうえ 予算計上している。</p>	 <p>※質の改善(向上)にかかる費用について、事業主拠出金は充当しない。 (平成24年3月2日少子化社会対策会議決定) ※放課後児童健全育成事業に従事する者の処遇改善に資するための施策について検討を加え、 所要の措置を講ずる。(子ども・子育て支援法附則第2条第3項) ※子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定財源の確保に努める。 (同法附則第3条) ※幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、1兆円超程度の財源が必要 であり、今回の消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超につ いて、速やかに確保の道筋を示す。(参・附帯決議)</p>

- 平成26年7月に文部科学省と共同で策定した「放課後子ども総合プラン」に基づき、平成31年度までに約30万人分を新たに整備することとしている。

### 「放課後子ども総合プラン」の全体像

(平成26年7月31日策定・公表)

#### 趣旨・目的

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進める

#### 国全体の目標

- 平成31年度末までに
  - 放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備  
(約90万人⇒約120万人)
  - ・新規開設分の約80%を小学校内で実施
  - 全小学校区(約2万か所)で一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施  
(約600か所⇒1万か所以上)を目指す
  - ※小学校外の既存の放課後児童クラブについても、ニーズに応じ、余裕教室等を活用
  - ※放課後子供教室の充実(約1万カ所⇒約2万カ所)

#### 市町村及び都道府県の取組

- 国は「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針に記載
- 市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即し、市町村行動計画及び都道府県行動計画に、
  - ・平成31年度に達成されるべき一体型の目標事業量
  - ・小学校の余裕教室の活用に関する具体的な方策
  - などを記載し、計画的に整備
  - ※行動計画は、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定も可

#### 市町村及び都道府県の体制等

- 市町村には「運営委員会」、都道府県には「推進委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局の連携を強化
- 「総合教育会議」を活用し、首長と教育委員会が、学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策の在り方について十分協議

#### 学校施設を徹底活用した実施促進

- 学校施設の活用に応じた責任体制の明確化
  - ・実施主体である市町村教育委員会又は福祉部局等に管理運営の責任の所在を明確化
  - ・事故が起きた場合の対応等の取決め等について協定を締結するなどの工夫が必要
- 余裕教室の徹底活用等に向けた検討
  - ・既に活用されている余裕教室を含め、運営委員会等において活用の可否を十分協議
- 放課後等における学校施設の一時的な利用の促進
  - ・学校の特別教室などを学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯に活用するなど、一時的な利用を積極的に促進

#### 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

- 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方
  - ・全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小中学校内で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの
  - 全ての児童と一緒に学習や体験活動を行うことができる共通のプログラムの充実
  - 活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して取り組むことが重要
  - 実施に当たっては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童にも十分留意
  - 放課後児童クラブについては、生活の場としての機能を十分に担うことが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要

#### 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

- 放課後児童クラブ及び放課後子供教室が小学校外で実施する場合も両事業を連携
  - ・学校施設を活用してもなお地域に利用ニーズがある場合には、希望する幼稚園などの社会資源の活用も検討
  - ・現に公民館、児童館等で実施している場合は、引き続き当該施設での実施は可能

※国は「放課後子ども総合プラン」に基づく市町村等の取組に対し、必要な財政的支援策を毎年度予算編成過程において検討